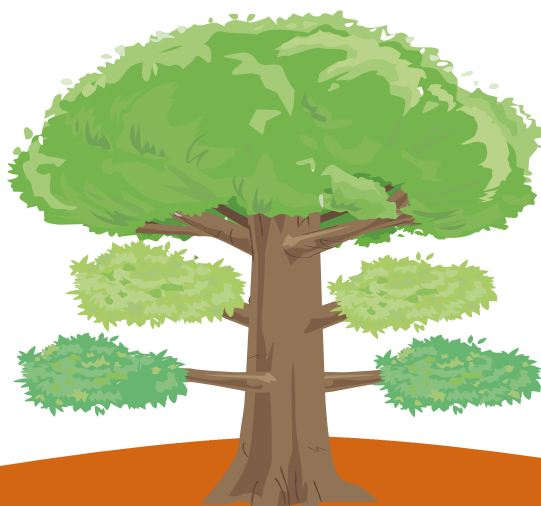


# 環境基本計画

い バ ラ き

心がけから行動へ  
みんなで創る環境にやさしいまち



平成27(2015)年3月

茨木市

## ごあいさつ

私たちの日常生活や事業活動に伴って生じる環境問題は、身近なものから地球規模のものまで幅広く、課題解決にあたっては、長期的な視点に立った総合的な施策の展開が必要であります。

本市においては、平成15(2003)年に環境の保全及び創造について、基本理念と環境施策の基本的な事項を定めた「茨木市環境基本条例」を施行し、さらに、平成16(2004)年には、同条例に基づいた「茨木市環境基本計画」を策定し、環境施策の総合的・計画的な推進に努めてきたところであります。



この間、未曾有の被害をもたらした、東日本大震災による電力不足をはじめ、生物多様性保全の必要性の高まりなど、「環境」を取り巻く状況は大きく変化してまいりました。

このような中、本市の環境基本計画が平成27(2015)年度に目標年を迎えることから、現在の環境を取り巻く社会情勢や、本市の環境施策の推進状況を踏まえ、このたび新たに「茨木市環境基本計画」を策定いたしました。

今後、計画を推進するにあたり、市民、事業者、市がお互いに連携をして、本計画の環境像「心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち」をめざし、様々な取組を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、「茨木市環境基本計画」の策定にあたりまして、熱心にご議論いただきました茨木市環境審議会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成27(2015)年3月

茨木市長 木本 保平

# 目次

第1章 計画の基本的な考え方 .....	1
第1節 計画の趣旨 .....	1
第2節 計画の基本的事項 .....	2
1 役割と位置づけ .....	2
2 対象範囲 .....	3
3 対象地域 .....	3
4 計画期間 .....	3
5 各主体の役割 .....	4
第3節 環境に関連する動向 .....	5
1 環境を取り巻く社会情勢 .....	5
2 茨木市の概要 .....	9
3 市民意識 .....	11
4 環境の現状 .....	14
5 求められる視点 .....	20
第2章 計画がめざすもの .....	21
第1節 環境像と基本施策 .....	21
第2節 環境像の実現に向けた取組 .....	25
基本施策1 いごこちの良い生活環境をたもつ .....	26
基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる .....	32
基本施策3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす .....	38
基本施策4 きちんと分別で資源の循環をすすめる .....	44
第3章 計画の着実な推進 .....	50
第1節 計画推進の仕組み .....	50
第2節 計画の進行管理 .....	53
資料編 .....	55

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画の趣旨

本市では、平成15(2003)年3月に環境の保全及び創造についての基本理念と環境施策の基本的な事項を定めた「環境基本条例」を制定しました。この条例に基づき、平成16(2004)年3月には、環境の保全及び創造に関する目標と総合的かつ長期的な施策大綱として、「環境基本計画」を策定し、本市のあるべき環境像を示すとともに、市民・事業者・市の役割を明確にし、環境施策の総合的、計画的な推進を行ってきました。

この間、低炭素のまちづくりや生物多様性等の法体系が整備されるとともに、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災による電力不足など、環境を取り巻く状況も変化してきています。また、平成24(2012)年4月に閣議決定された国の「第四次環境基本計画」においては、「目指すべき持続可能な社会の姿とは、『低炭素』『循環』『自然共生』の各分野を統合的に達成することに加え、その基盤として『安全』が確保される社会である」と位置付けられるなど、新たな課題も提示されています。

環境を取り巻く課題は、身近なものから地球規模のものまで幅広く、課題解決にあたっては、長期的な視点に立った総合的な施策の展開とともに、一人ひとりのライフスタイルの転換も求められています。そのためには、「楽しい」「健康」「財布にやさしい」といった視点と、環境問題に気づき、意識を高め、行動につなげる取組も同じく重要です。

さらに、本市では今後10年間において、立命館大学の大阪いばらきキャンパス開設や(仮称)JR総持寺駅の開業、東芝大阪工場跡地におけるスマートコミュニティの構想、新名神高速道路(仮称)茨木北インターチェンジの開通、安威川ダムの完成などが予定されています。このため、これらの動きを踏まえ、本市環境基本条例の目的として掲げる「環境の保全及び創造」を、「経済」「教育」「まちづくり」など、より多面的な視点から考えていくことも求められています。

このような、環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、本市の新しい環境の指針として、本計画を策定します。

### <茨木市環境基本条例 第8条 環境基本計画>

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

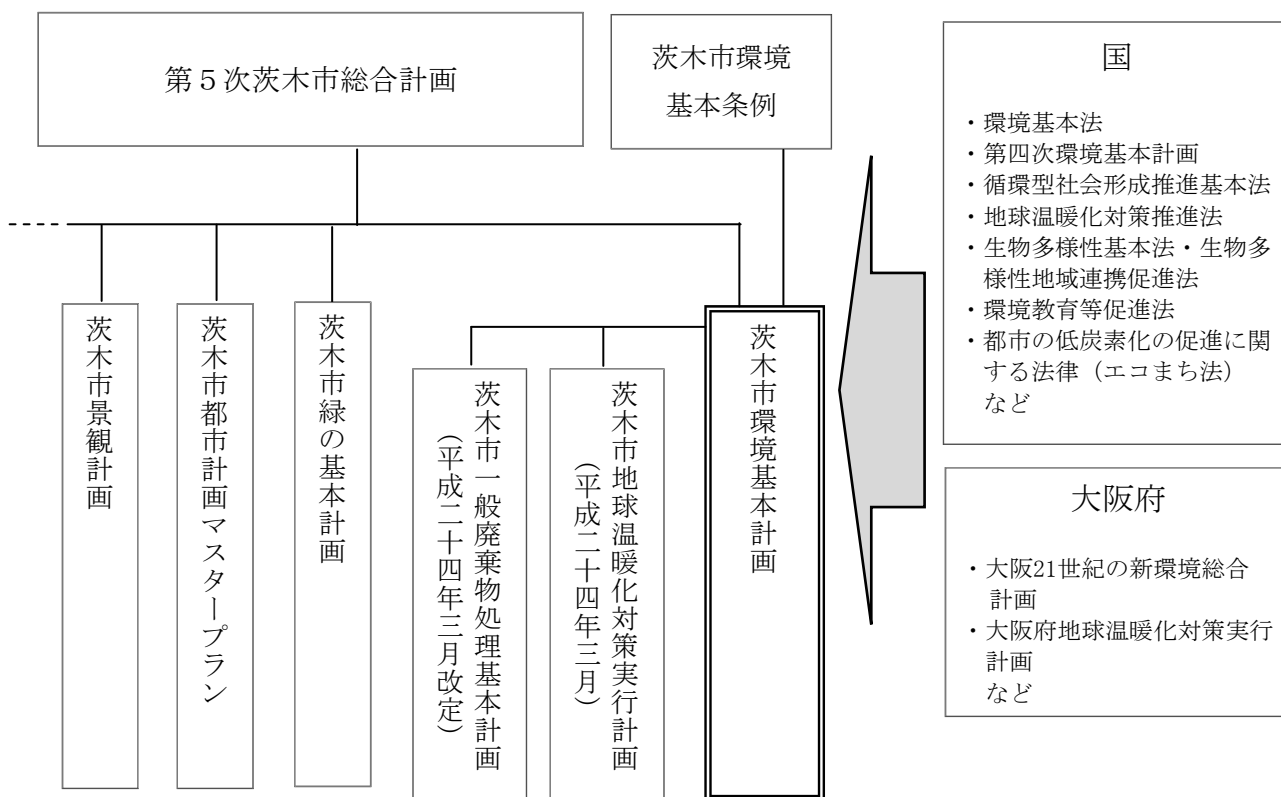
## 第2節 計画の基本的事項

### 1 役割と位置づけ

本計画は、環境基本条例の基本理念のもと、環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため策定します。

また、上位計画である第5次茨木市総合計画と整合を図り、まちの将来像の実現に向けて具体的な施策を示すものです。さらに、関連計画である一般廃棄物処理基本計画、地球温暖化対策実行計画等との整合性を図ります。

本計画の位置づけ



#### <茨木市環境基本条例 第3条 基本理念>

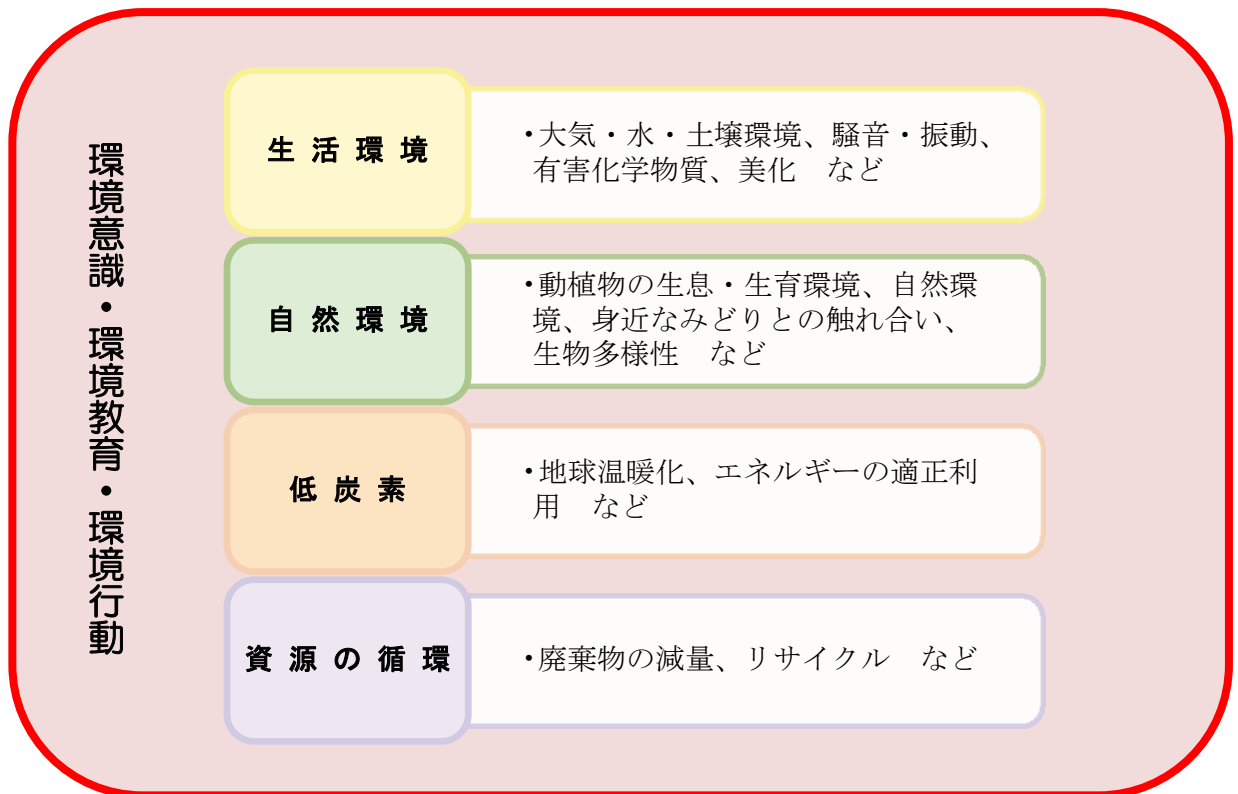
- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、微妙な均衡を保つことにより成り立つ自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然が共生する都市を実現することを目的として行われなければならない。
  - 3 環境の保全及び創造は、環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることによって、持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。
  - 4 環境の保全及び創造は、社会経済活動における環境への配慮その他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に協働して行われることによって、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。
  - 5 地球環境の保全は、市、事業者及び市民のすべての活動において、自らの課題として、積極的に推進されなければならない。

## 2 対象範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、「生活環境」「自然環境」「低炭素」「資源の循環」とします。

また、これら全ての範囲には、人づくりや仕組みづくりが重要であることから、「環境意識」「環境教育」「環境行動」を横断的要素とします。

対象範囲



## 3 対象地域

本計画の対象地域は、茨木市全域とします。ただし、市単独では解決が容易でない問題については、周辺自治体や国、府との連携を図ります。

## 4 計画期間

目標年次は平成36(2024)年度とし、平成27(2015)年度からの10年間を計画期間とします。

ただし、社会情勢の変化や科学技術の進展に伴う環境の変化が生じた場合、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 5 各主体の役割

現在、社会経済活動や生活様式そのものが環境問題の大きな原因となっていることや、地球温暖化対策など従来の対策だけではなく、生物多様性の保全といった新たな課題への対応が求められていることもあり、市の取組だけでは解決が困難となっています。このことから、市民・事業者・市の3者が、目指す環境像や取組の方向性を共有し協力する必要があるとあり、各主体が自らの責任と役割を理解したうえで着実に行動することが重要です。

### (1) 市民の責任と役割

- ・環境に配慮したライフスタイルへの転換に向け行動し、よりよい環境を次世代に引き継ぐことを目指します。
- ・環境問題の解決に向け、学習する機会に積極的に参加するなど、身近なところから主体的に取り組めます。

### (2) 事業者の責任と役割

- ・関係法令を遵守するとともに、自らの事業活動が地球環境に与える影響を認識し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。
- ・地域の一員として環境の向上に協力します。
- ・環境に配慮した事業活動により、持続可能な社会の実現に向けて環境への配慮と産業の振興の両立を目指します。

### (3) 市の責任と役割

- ・自ら率先して、環境負荷低減に向けて取り組むとともに、市民や事業者と協力しながら環境に関する取組を実施します。
- ・取組の推進にあたっては、庁内関係課と連携を図り、環境負荷の低減や自然環境の保全などに努めます。また、必要に応じて国や府との連携を図ります。
- ・取組の成果や課題について市民・事業者等へ情報提供を行い、市民や事業者等がその役割と責務を果たすことができるよう啓発や支援などを行います。

## 第3節 環境に関連する動向

### 1 環境を取り巻く社会情勢

近年の環境を取り巻く社会情勢は、低炭素社会・循環型社会の推進や、生物多様性の保全などの持続可能な社会の形成に向けた取組が進められ、多様化・複雑化しています。

また、市民意識や価値観の変化などにより、多様な主体の連携・協力による協働の取組や環境教育への関心が高まっています。

#### (1) 低炭素社会・循環型社会の推進

##### 【東日本大震災を踏まえた環境政策の見直し】

- ・ 東日本大震災は、広範囲にわたる大津波の襲来による被害や原子力発電所の事故など、深刻な問題を引き起こしました。これにより、国はリスク管理のあり方とともに、震災前のエネルギー政策や地球温暖化対策を含めた環境政策の見直しを行っています。また、大量のがれきや放射性物質に汚染された廃棄物の処理を巡り、大きな社会問題にもなりました。
- ・ 東日本大震災以降、リスク評価の考え方は、防災面のみならず、環境面においても重視されるようになりました。今後は、環境面においても安全対策に対する認識や協力関係の共有を図ることが必要とされています。

##### 【資源消費の変化および適正な資源循環の推進】

- ・ 石油や石炭といった化石燃料系資源にとどまらず、希少金属や飲料水といった天然資源の枯渇が懸念されます。また、途上国が環境に十分配慮しないなかで急速に経済発展しているに伴い、資源消費量及び廃棄物の発生量の急増がみられます。また、化石燃料系資源や希少金属等をめぐる国際紛争がみられます。
- ・ 一方、資源やエネルギーを大量に消費する現状を見つめ直し、社会を持続可能なものへと見直す価値観や意識の変化が地球的規模でみられます。

##### 【地球温暖化の防止への積極的な取組】

- ・ 平成20(2008)年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、一定規模以上の地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定することが義務づけられました。さらに、平成24(2012)年には「都市の低炭素化の促進に関する法律」(略称：エコまち法)が施行され、低炭素なまちづくりに向けた取組が進められています。



- ・ 近年、地球温暖化が原因とみられる日降水量100mm以上の大雨や猛暑日の日数が増加しており、今後は生態系や健康など広範囲への影響が予想（IPCC第5次報告書）されているため、市民・事業者をはじめとする全ての主体が地球温暖化の防止に関心を持ち、積極的に行動することが求められています。

### 【再生可能エネルギーの推進】

- ・ 化石燃料系資源の枯渇や市場価格の高騰、地球温暖化等を背景として太陽光、風力等の再生可能エネルギーの開発、利用が推進されています。特に平成24(2012)年7月から開始された再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始以降、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー発電などが増加しています。



市内の事業所が設置した太陽光発電システム

### 【公共施設・都市基盤ストックの更新】

- ・ 公共施設、橋梁などの都市基盤が老朽化し、更新の時期となっています。
- ・ 建築物が地球温暖化にもたらす影響も大きいため、建築物の長寿命化を図ることや、新築・改築時に、壁・窓の断熱化や再生可能エネルギー設備を導入するなど、CO<sub>2</sub>排出量の削減につながる環境に配慮した計画的な更新が求められます。



改修後の橋梁（山下橋）

### 【環境と経済の持続可能性の確保に向けた取組】

- ・ 経済面ではグローバル化の進展に伴い、企業の国内生産拠点を海外へ移転させたり集約化する動きが進んでいます。国内景気については、一部の地域や産業を除き、先行きが不透明な状態が継続しています。
- ・ 一方、環境省の推計によると、地球温暖化対策や資源有効活用分野といった環境産業の市場規模はリーマンショックを受けて平成21(2009)年に縮小しましたが、平成22(2010)年は景気の持ち直し等を受けて再び増加に転じ、平成23(2011)年には、市場規模約82兆円（前年比約2.3%増）、雇用規模約227万人（前年比約1.3%増）と増加傾向となっています。

## (2) 生物多様性の危機と都市における「みどり」の役割の多様化

### 【生物多様性の危機】

- ・ 地球規模で生物多様性を構成する主要要素（遺伝子、種、生態系）の損失が続いていると報告されています（「地球規模生物多様性概況第3版」（平成22(2010)年生物多様性条約事務局公表））。
- ・ 日本国内においても、特に陸水生態系、沿岸・海洋生態系の損失は大きいと報告されており（「生物多様性総合評価」（平成22(2010)年公表））、生物多様性の保全と、生態系の持続可能な利用に向けた一層の取組が必要です。

### 【都市における「みどり」の重要性の高まり】

- ・ 従来の緑地としての役割に加え、ヒートアイランド現象によって生じる夏季の局地的な気温の上昇に対する緩和作用やCO<sub>2</sub>の吸収効果があります。また、生物多様性の確保や、自然とのふれあいの場の創出など、都市環境における「みどり」に求められている機能は多様化し、また重要性が高まっています。



耳原公園

## (3) 市民や事業者の役割が拡大

- ・ 公共的な領域・分野の管理運営は専ら行政が担うものとされてきましたが、公共的な領域が拡大、多様化するなかで「新しい公共」の考え方のもと、市民、事業者、行政、NPOなど多様な主体がそれぞれの特徴を活かし、協働して管理運営する事例が増えています。
- ・ 環境関連では、「エネルギー」という視点から、新たな事業者、NPOが積極的にまちづくりに参加する様子も見受けられ、市民・事業者の役割が拡大しています。
- ・ 東日本大震災以降、防災上の観点から地域のコミュニティ活動の重要性が再評価されつつあります。また、これまで地域社会とつながりが少なかった市民の意識が変化し、地域活動や社会貢献への関心が高まりつつあります。

## (4) 環境教育の推進

### 【学校や地域等における取組の充実】

- ・ 環境学習の充実に向けては、平成16(2004)年に施行された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の基本方針に基づいて、発達段階に応じた、あらゆる場における環境教育の機会の提供などを行う「21世紀環境教育プラン～いつでも (Anytime)、どこでも (Anywhere)、誰でも (Anyone) 環境教育 A A A プラン～」も展開されています。



環境教育ボランティアによる環境講座（自然学習）

- ・ 平成20(2008)年に小学校と中学校の学習指導要領が、平成21(2009)年には高等学校の学習指導要領が見直され、これらに持続可能な社会の構築の観点が盛り込まれました。さらに、環境保全活動・環境教育の一層の推進や幅広い実践的人材づくりを規定した「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下、環境教育等促進法）」が平成23(2011)年に施行されています。
- ・ 環境教育等促進法では、地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められています。

### 【意識啓発と参画の促進】

- ・ 環境問題を解決するためには、より良い環境をつくっていく意識を地域全体で高めることが重要です。このためには、あらゆる機会での意識啓発を促進することが求められています。
- ・ それにより、市民、事業者、市が連携し、環境問題を自らの問題としてとらえ、学校や地域における環境学習を自ら推進する必要があります。



環境教育ボランティアによる環境講座（幼児環境教育）



## 2 茨木市の概要

### (1) 地勢

- 本市は、淀川の北、大阪府北部に位置し、丹波高原の一部をなす老の坂山地の麓にあります。東西に短く南北に長い地形をしており、北半分は老の坂山地、南半分は大阪平野の一部をなす三島平野にあります。
- 北は京都府亀岡市に、東は高槻市、南は摂津市、西は吹田市・箕面市・豊能町に接しています。

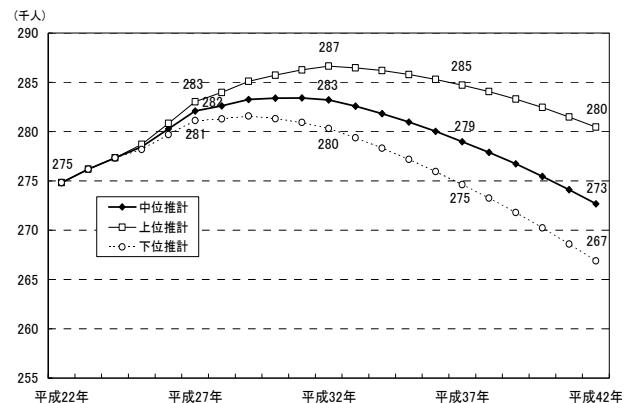
茨木市の位置



### (2) 将来人口

- 本市の中位推計による人口のピークは、平成31(2019)年～平成32(2020)年で約28万3千人です。平成37(2025)年の人口は約27万9千人であり、平成22(2010)年と比較して約4千人多くなることが見込まれます。また、老年人口の割合が平成22(2010)年の19.5%から、目標年の平成37(2025)年には25%を超えることが予測されます。さらに、生産年齢人口と年少人口は現在より低下する見込みです。

茨木市の将来人口推計



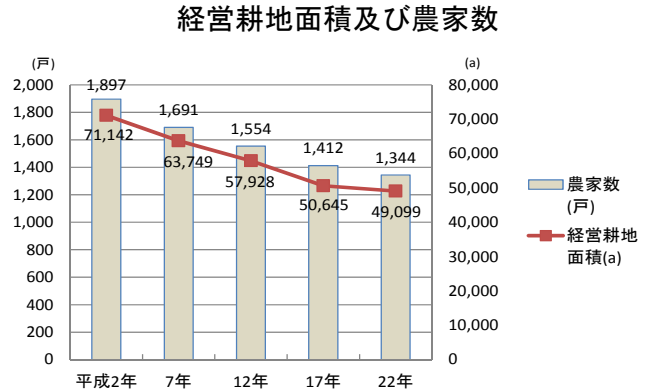
出典：茨木市将来推計人口等調査報告書

### (3) 気象

- 本市の気候は穏やかな瀬戸内気候区に属し、日照が多く比較的温暖であり、市の中心部における年間の平均気温は16.6℃で、山地部においては13℃前後とやや冷涼性を帯びています。
- 年間の平均風速は1.8m/sで大阪観測所（大阪市中央区大阪城）の2.6m/sよりも低く、日照時間は1,909.5時間/年と大阪観測所（1,996.4時間）よりも短くなっています。平均気温は昭和56(1981)年から平成24(2012)年の約30年間で、2℃上がっています。

#### (4) 産業構造

- 市内の製造業事業所数は平成8(1996)年をピーク(約450事業所)として減少を続け、平成22(2010)年には半数(約220事業所)となっています。特に大規模事業所の移転・閉鎖が進み、土地利用の状況が変化しています。
- 農業については、この20年間で経営耕地面積及び農家数は減り続けています。

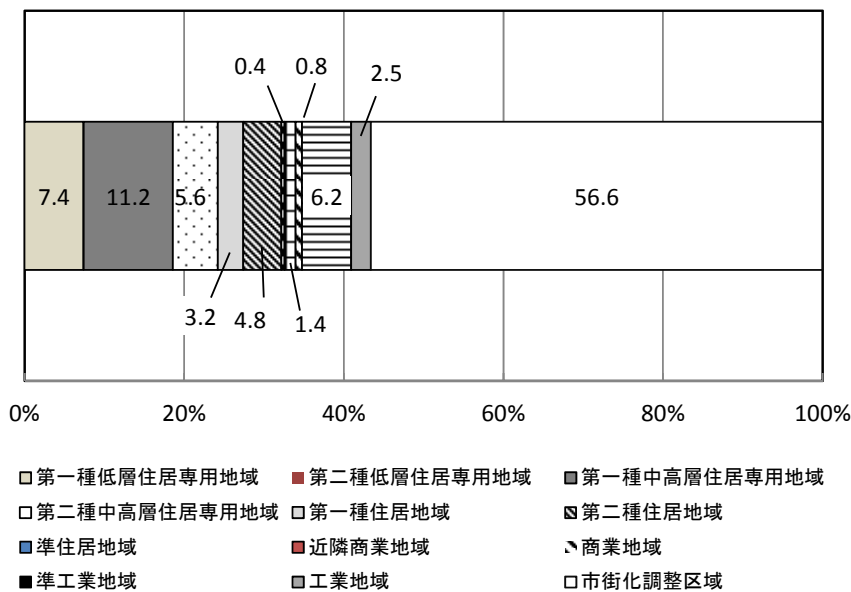


出典：茨木市統計書

#### (5) 土地利用

- 本市の土地利用状況は、森林と宅地の比率が高くなっています。平成2(1990)年からの変遷をみると、宅地、道路が増加傾向にあり、森林、農用地は減少傾向にあります。
- 本市では、市街化調整区域の面積が57%、市街化区域の面積が43%となっており、市街化調整区域の占める割合が多い状況です。
- 本市の都市計画マスタープランでは、コンパクトシティの考え方を大切に、無秩序な市街地の拡大を抑制する施策の展開方針を掲げています。

**都市計画区域・用途地域の状況(平成24(2012)年度)**



出典：茨木市統計書

### 3 市民意識

#### (1) 環境に関する満足度

- 平成24(2012)年度に実施した「茨木市のまちづくりに関するアンケート」の結果によると、環境に関する分野では、「上下水道整備の充実」が最も満足度が高く、次に「うるおいのある緑の水辺の形成」「環境の保全の推進」「資源の循環利用の促進」と続き、「都市の美化と環境衛生の推進」「治山・治水の推進」となります。また、「農林業の振興」は全体の中でも低い満足度となっています。

満足度の順位（上位30位）

順位	項目	順位	項目
1	<b>上下水道整備の充実</b>	16	介護サービスの充実
2	消防・救急体制の充実	17	魅力的な景観の保全と創出
3	生涯学習の推進	18	地域におけるコミュニティ活動の促進
4	<b>うるおいのある緑の水辺の形成</b>	19	<b>都市の美化と環境衛生の推進</b>
5	スポーツ・レクリエーション活動の振興	20	国民健康保険の充実
6	地域における助け合いの仕組みづくり	21	<b>治山・治水の推進</b>
7	平和社会への取組と人権の尊重	22	市民活動（ボランティア・NPO活動）の推進
8	<b>環境の保全の推進</b>	23	学校教育の充実
9	<b>資源の循環利用の促進</b>	24	障害者への福祉サービスは社会参加促進
10	文化の継承と振興	25	防犯対策の推進
11	防災体制の充実	26	国際交流活動
12	健康づくりや医療の充実	27	消費生活への安心の向上
13	男女共同参画社会の推進	28	生活困窮者への支援
14	子育て環境の整備	29	幼児教育の充実
15	高齢者への福祉サービスや生きがいづくり	30	青少年健全育成

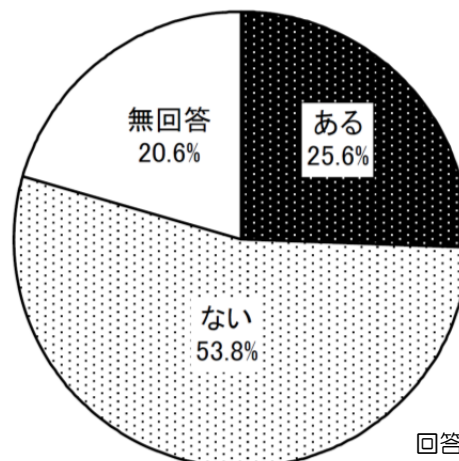
※31位以降は、順に「31位 魅力ある住環境の整備・保全」「32位 市政に関する情報提供・意見収集の取組」「33位 災害発生時の被害を小さくするための取組」「34位 交通安全対策の推進」「35位 彩都のまちづくりの推進」「36位 計画的な都市づくりの推進」「**37位 農林業の振興**」「38位 国民年金制度の普及啓発」「39位 商工業の振興」「40位 道路・交通体系の整備」「41位 観光の振興」「42位 雇用の安定と労働環境の改善」

出典：茨木市のまちづくりに関するアンケート報告書

#### (2) 環境学習会への興味

- 環境に関する学習会については、興味が「ある」が25.6%、「ない」が53.8%となっています。いかに学習会に興味を持ってもらい、学習会や講座等に参加していただくかが課題となっています。

環境学習会への興味



回答総数：2,423件

出典：茨木市のまちづくりに関するアンケート報告書

### (3) まちづくり市民ワークショップ (いばらきMIRAIカフェ)

#### 【まちづくり市民ワークショップ(いばらきMIRAIカフェ)の概要】

- ・ まちづくり市民ワークショップ(いばらきMIRAIカフェ)とは、第5次茨木市総合計画の策定に向けた取組を市民の皆さんと一緒に進めていくため、茨木市に住む人、市内で働く人、学ぶ人など100名を超える人々が集まり、茨木市の将来の姿などを考える「まちづくり市民ワークショップ(いばらきMIRAIカフェ)」を、平成25(2013)年7月から平成26(2014)年2月まで、10回開催しました。



いばらきMIRAIカフェの様子



## 【まちづくり市民ワークショップ(いばらきMIRAIカフェ)での意見】

- ・ いばらきMIRAIカフェ参加者(65名)が発表した「いばらきのええところ」では、公園・緑地(市街地のみどり等)が32件で第1位、ついで山間部の自然が25件と、参加者の大半が「みどり」を高く評価している様子がうかがえます。
- ・ 11のグループに分かれてテーマごとに具体的な事業提案に向けて話し合った結果、環境グループからは、10年後のまちの姿を「Ieeco 20歳になったら環境人」とする提案が発表されました。

### 参考：いばらきMIRAIカフェ 環境グループの発表

●10年後の姿：Ieeco(イエエコ) 20歳になったら環境人

●10年後に向けた取組

<STEP 1>環境に目覚める

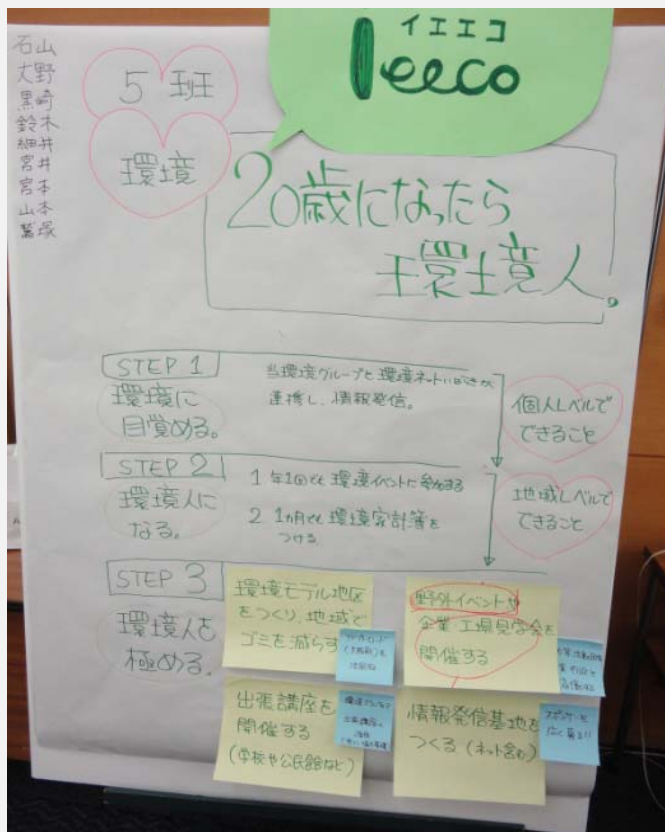
- ・ワークショップ参加者と環境を考える市民ネットワークいばらきが連携し、情報発信
- ・個人レベルで出来ることを取り組む

<STEP 2>環境人になる

- ・年1回でも環境イベントに参加
- ・1か月でも環境家計簿をつける

<STEP 3>環境人を極める

- ・環境モデル地区をつくり地域でゴミを減らす
- ・野外イベントの実施をする(自然に触れ合う体験を行う)
- ・企業、工場見学会を開催する
- ・学校や公民館などで出張出前講座を開催する
- ・インターネットを活用し、情報発信基地をつくる





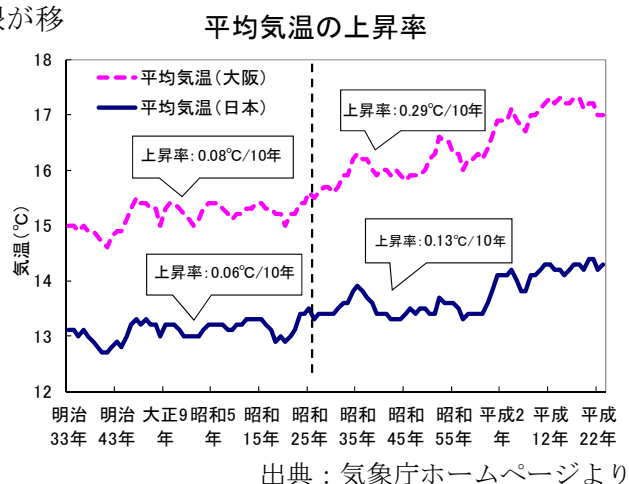
## 4 環境の現状

環境基本計画(平成16(2004)年3月策定)の目標別に本市の現状、課題を以下に示します。

### (1) 良好な地域環境の確保

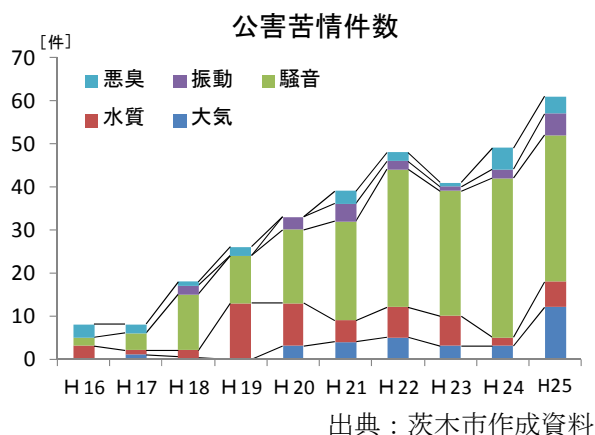
#### <現状>

- ・ 大気、水(河川、地下水)については概ね環境基準を達成し、健康被害や環境への大きな被害は発生していません。
- ・ 騒音については、道路に面する地域、道路に面しない地域のそれぞれにおいて、概ね環境基準を達成しています。
- ・ 市内の工場・事業所に対し、法令等に基づく届出の受理、立入検査等を行い、公害の発生は防止されています。
- ・ 平成21(2009)年に「生活環境の保全に関する条例」を施行し、ライフサイエンス系施設との環境保全協定締結及び立入調査等を実施しています。
- ・ 平成24(2012)年1月に大阪府からP R T R(化学物質排出移動量届出)制度に関する事務権限が移譲されました。
- ・ 近年、ヒートアイランド現象が顕著となり、その対策として、市民・事業者・市がみどりのカーテンの取組を実施しています。
- ・ 平成24(2012)年に景観計画を策定し、計画に基づき景観政策を進めるため「景観条例」を施行しました。
- ・ 文化財保護条例に基づき、文化財の調査・保全・PR等を実施しています。



#### <課題>

- ・ 公害苦情件数のうち、騒音については増加傾向にあります。その内訳は工場等を発生源とした「産業型の騒音」が減少し、建物の建設・解体工事を発生源とした騒音が増加しています。
- ・ ライフサイエンス系施設の設備や事業所における化学物質の使用については、適正な管理運営が必要です。
- ・ ヒートアイランド現象が顕著であり、引き続き対策が必要です。
- ・ 身近な生活環境では、都市生活型の問題(路上喫煙や犬・猫のふん)に関する苦情が増加しています。

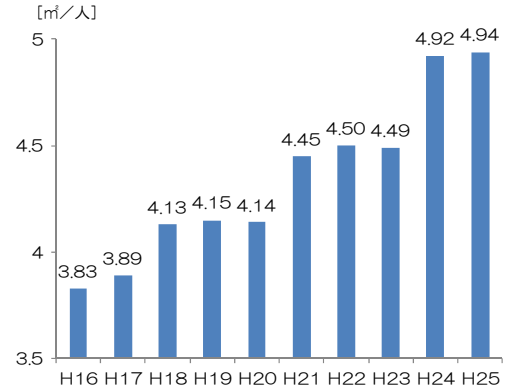


## (2) 人と自然との共生

### <現状>

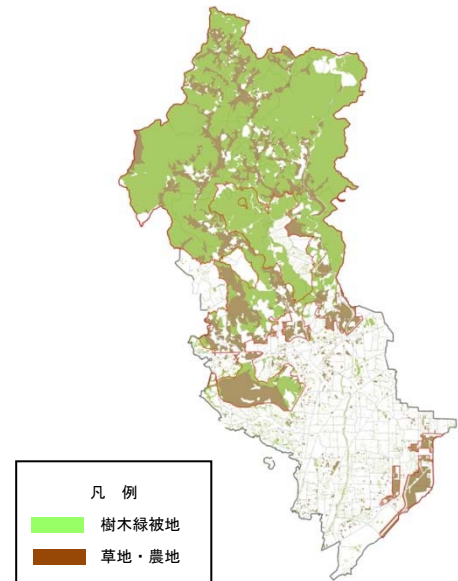
- 本市は、大きく分けて北部地域、丘陵地域、中心地域、南部地域に分けられます。
- 北部地域では、森林保全ボランティアを中心に里山保全活動が進んでいます。
- 地域によっては生きものを知ってもらう機会づくりなど、生物多様性の保全に関する取組が始まっています。
- 市街地では公園整備が進み、1人あたりの公園面積は増加傾向にあります。
- 市内の緑化については、緑の基本計画に基づき、取組を進めています。
- 平成22(2010)年10月に愛知県にて開催されたCOP10(生物多様性条約第10回締約国会議)では、平成23(2011)年から平成32(2020)年までの「都市と地方自治体の生物多様性に関する行動計画」が承認されました。この行動計画では、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるにあたっての地方自治体の役割などが示されています。

1人あたりの公園面積の推移



出典：茨木市作成資料

茨木市の緑地分布図

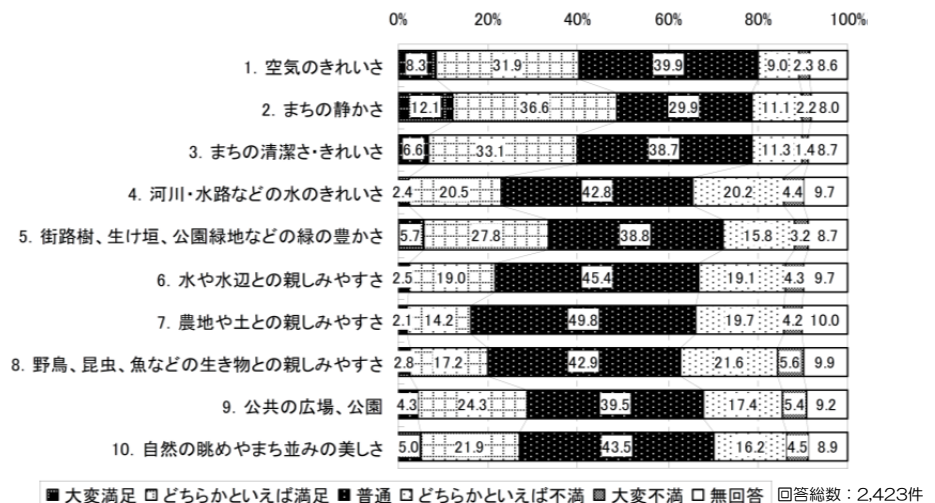


出典：茨木市作成資料

### <課題>

- 林業従事者の高齢化等による担い手不足により、放置森林の増加が懸念されます。
- 生物多様性について、市の専門となる部署がないため、横断的に対応できる仕組みづくりが必要です。
- 市民アンケートでは、「水や水辺、生きものとの親しみやすさ」への満足度が、他の周辺環境の満足度と比べて低いことから、地域の自然環境とのふれあいの場や、地域の動植物の生息環境等に触れる取組も重要です。

市民アンケート結果（周辺環境の満足度）



出典：茨木市のまちづくりに関するアンケート報告書

### (3) 循環型社会の構築

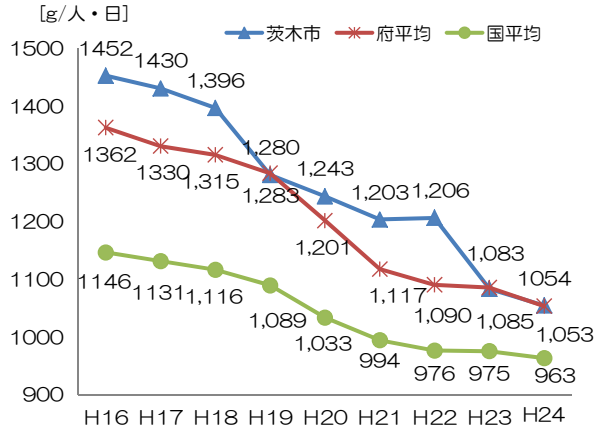
#### <現状>

- ・本市のごみ排出量は減少傾向にあります。
- ・再資源化量は平成21(2009)年度に減少しましたが、ほぼ横ばいとなっています。
- ・家庭系ごみの減量については、平成19(2007)年度から「ごみ袋の透明化」「資源物(缶・びん・ペットボトル)の品目別収集」「古紙類の収集」を実施しています。
- ・事業系ごみについては、多量排出事業者に一般廃棄物減量計画書の作成・提出等を義務づけています。
- ・大阪府中央卸売市場や食品流通センターがあるため、事業系ごみ排出量は高い水準にあります。

#### <課題>

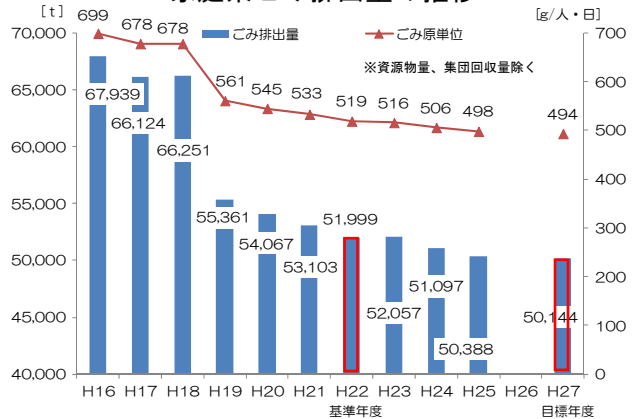
- ・ごみ減量が進んでいますが、一般廃棄物処理基本計画での目標(基準:平成22(2010)年度、目標:平成27(2015)年度)達成に向けて、さらなるごみ減量化・再資源化が求められています。
- ・このため、事業者とのパートナーシップによる減量化・再資源化推進策の検討、ごみ減量の啓発などの取組が重要です。
- ・平成25(2013)年4月に小型家電リサイクル法が施行されたことなどから、さらなる分別区分の検討が必要です。

1人1日あたり平均ごみ排出量の推移



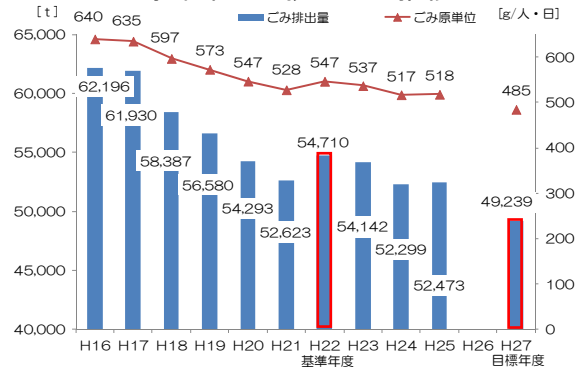
出典: 茨木市作成資料

家庭系ごみ排出量の推移



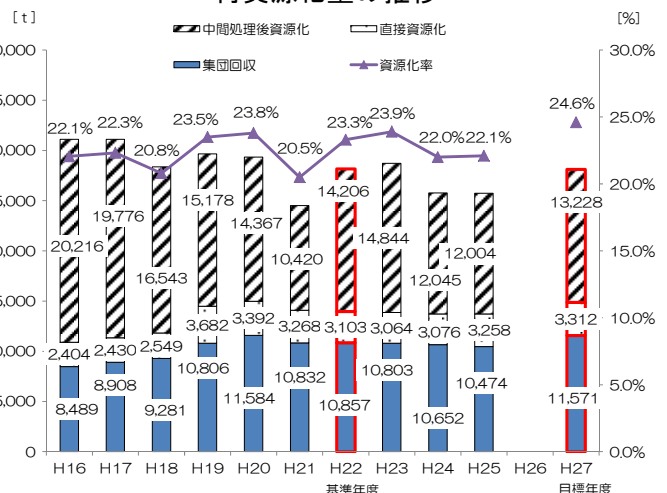
出典: 茨木市作成資料

事業系ごみ排出量の推移



出典: 茨木市作成資料

再資源化量の推移



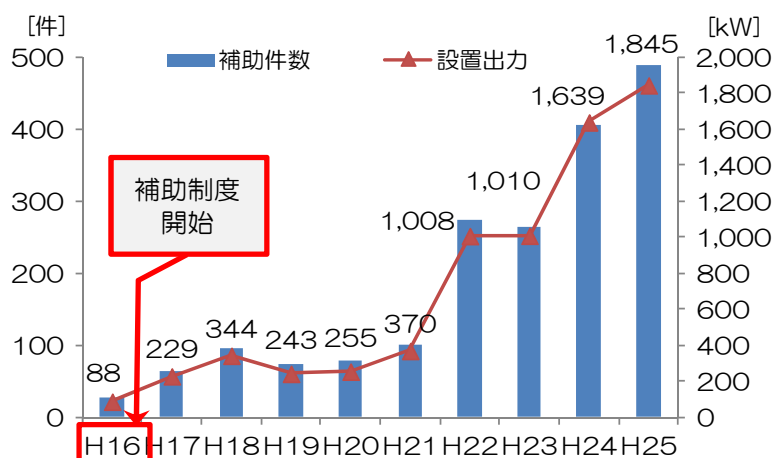
出典: 茨木市作成資料

#### (4) 地球環境の保全

##### <現状>

- 平成24(2012)年3月に地球温暖化対策実行計画を策定しました。市全域における、市民一人あたりの温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。部門別では、産業部門は約4割削減していますが、民生家庭部門、運輸部門(自動車旅客)は増加しています。
- 公共施設等では、「グリーン調達方針」や「公共工事における環境配慮手順書」など、「エコオフィスプランいばらき」に基づく取組を実践し、温室効果ガス排出量は約4%の削減(平成19(2007)年度比)となっています。また、公共施設、駐車場、街路灯へのLED照明の導入、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、低燃費自動車の導入にも取り組んでいます。
- 市民向けには、平成16(2004)年度から太陽光発電システム設置補助制度を、平成24(2012)年度からは高効率給湯器等設置補助制度を開始し、申請件数が、ここ数年は特に増加しています。
- 事業所向けには、平成22(2010)年度から地球温暖化防止設備導入補助制度(※平成24(2012)年度からは省エネ・省CO<sub>2</sub>設備導入補助制度)を開始し、太陽光発電システムやLED照明等の普及を促進しています。
- 酸性雨については、自動車排ガス及び事業所等の大気環境保全対策を進め、原因物質である窒素酸化物や二酸化硫黄の排出が抑制されています。
- オゾン層の保護については、公共施設のエアコン等のフロンガスを適正処理するとともに、市民へのエアコン・冷蔵庫の適正な廃棄方法等の周知を実施しています。

住宅用太陽光発電システム補助件数・設置出力の推移

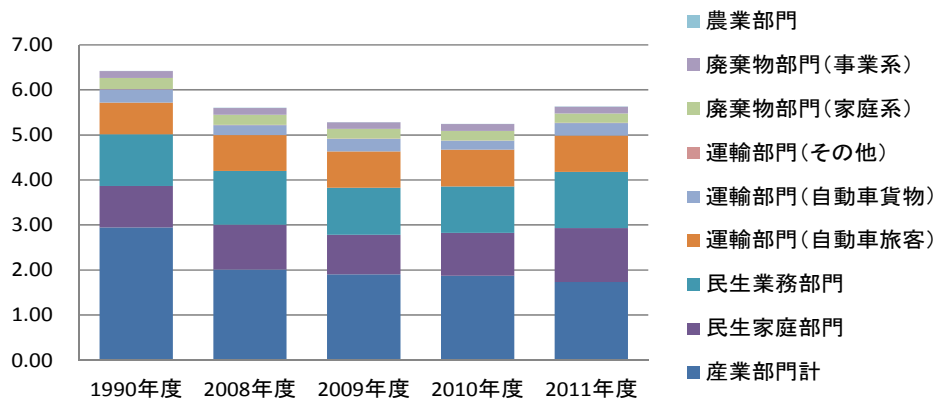


出典：茨木市作成資料

## <課題>

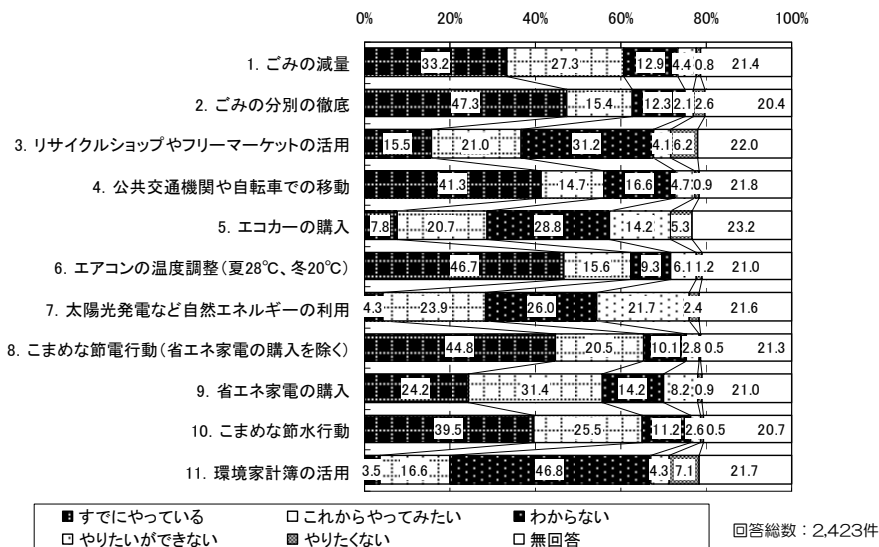
- ・ 市全域の温室効果ガス排出量のうち、増加傾向にある民生家庭部門・運輸部門（自動車旅客）の対策が必要です。
- ・ 各主体（市民・事業者・市）が連携した取組が進むためのきっかけづくりの検討が必要です。
- ・ 引き続き、公共施設等への効果的な再生可能エネルギー設備や、省エネルギー設備の導入が必要です。
- ・ 今後、大規模開発等が想定されることから、低炭素建築物の推進や地域レベルでの対策が課題となっています。
- ・ 市民アンケート結果では「太陽光発電など自然エネルギーの利用」は、“やりたいができない”の割合が他に比べて高く、新たな普及促進策の検討が必要です。

市域の1人あたりの温室効果ガス排出量の部門別推移  
(t-CO<sub>2</sub>/年・人)



出典：茨木市作成資料

市民アンケート結果  
(環境負荷の低減や省エネルギーについての取組状況)



出典：茨木市のまちづくりに関するアンケート報告書

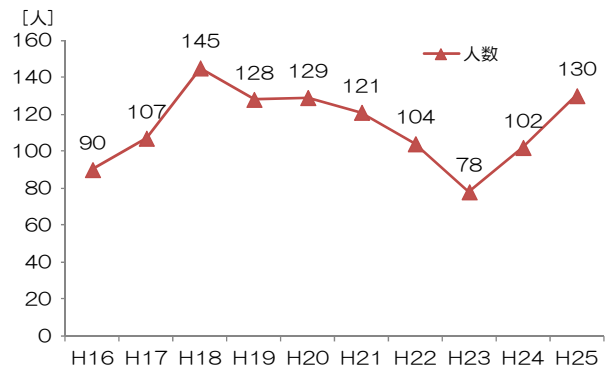


## (5) 市民・事業者・市の協働

### <現状>

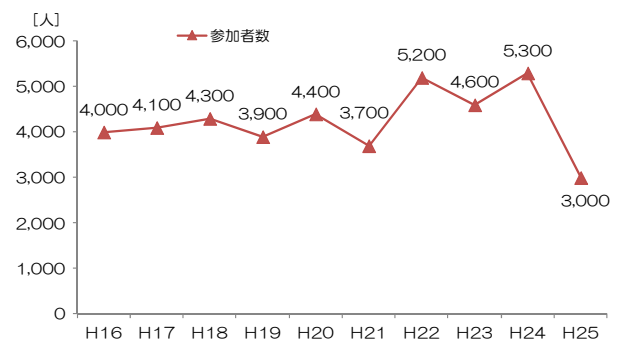
- 平成13(2001)年度から環境教育ボランティアによる環境教育支援（環境問題に関する学習会、研修会、観察会等の開催を求める市民に対する技術的支援等）を実施しています。
- 広く市民等に本市の環境の現状や対策などの啓発を行う「いばらき環境フェア」を、市民団体や事業者等と連携しながら実施しています。
- いばらき環境家計簿を発行し、市民団体と協働で普及啓発を実施しています。
- 普及啓発冊子（いばらきの環境等）を発行しています。
- みどりのカーテンの取組については、公共施設だけでなく、市民・事業者もモニターとして参加しています。
- 環境市民講座、幼児環境教育講座を実施しています。
- 地域の環境活動として、花と緑の街角づくり推進事業や清掃活動等を実施しています。

環境教育ボランティア派遣人数推移



出典：茨木市作成資料

環境フェア参加者数推移

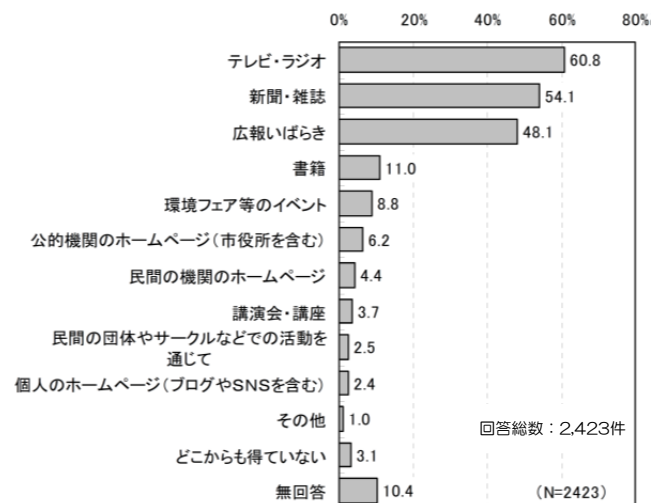


出典：茨木市作成資料

### <課題>

- 環境教育ボランティア講座による内容は成人対象のものが多いため、小・中学生対象の講座の検討が必要です。
- 市民アンケート結果から、環境知識や情報の入手先の多くはテレビ・新聞等となっており、より多くの市民が参加する市民講座の実施方法等の検討が必要です。
- 美化活動等の地域の環境活動については、身近な生活環境の向上のため、継続して取り組むことが必要です。

市民アンケート結果  
(環境知識や情報の入手先)



出典：茨木市のまちづくりに関するアンケート報告書

## 5 求められる視点

社会情勢の変化や市民意識、市の現状を踏まえ、将来にわたって、より良い環境づくりを進めるためには、以下のような視点が求められています。

### (1) これまでの取組状況を踏まえた、長期的な視点に立つ総合的な施策の展開

環境に関する課題は身近なものから地球規模のものまで幅広いですが、地域での取組の積み重ねが必要であるため、地域の状況を踏まえ、長期的な視点に立った総合的な施策の展開が求められます。

### (2) 環境を取り巻く社会情勢を反映した、持続可能な社会の実現

法体系の整備や社会情勢等から、低炭素まちづくり、生物多様性、災害時の安全確保（エネルギー確保、環境リスクへの対応）、気候変動への対応等を強化する必要があります。特に、本市は、山間部などの豊かな自然を有していることから、自然環境を活かした、環境にやさしい持続可能なまちづくりを実現していくことが求められます。

### (3) 今後10年間でのまちの動きと、まちの活気づくりにつながる取組の推進

今後10年間において、立命館大学大阪いばらきキャンパス、（仮称）JR総持寺駅、東芝大阪工場跡地におけるスマートコミュニティ、新名神高速道路（仮称）茨木北インターチェンジ、安威川ダムなどが、それぞれ供用開始され環境も変化します。これらをきっかけに、「環境」をキーワードとして、まちの活気につながる取組や環境意識の向上を図る取組を実施するなど、「環境」を市民生活や事業活動に浸透していく必要があります。

### (4) 多様な主体による取組の推進により、次世代へ良好な環境をつなげる

持続可能な社会の実現は、市のみでは進めることが出来ないため、市民・地域活動団体・事業者・大学等がそれぞれの強みを活かし、協働で取組を進めていくことが求められます。

現在の「環境」は、本市の長所として市民から評価されている財産であり、次世代に引き継ぐためにも、良好な環境づくりの担い手を育成することが重要です。このため、様々な分野に対して「環境教育」を推進していくことが求められます。

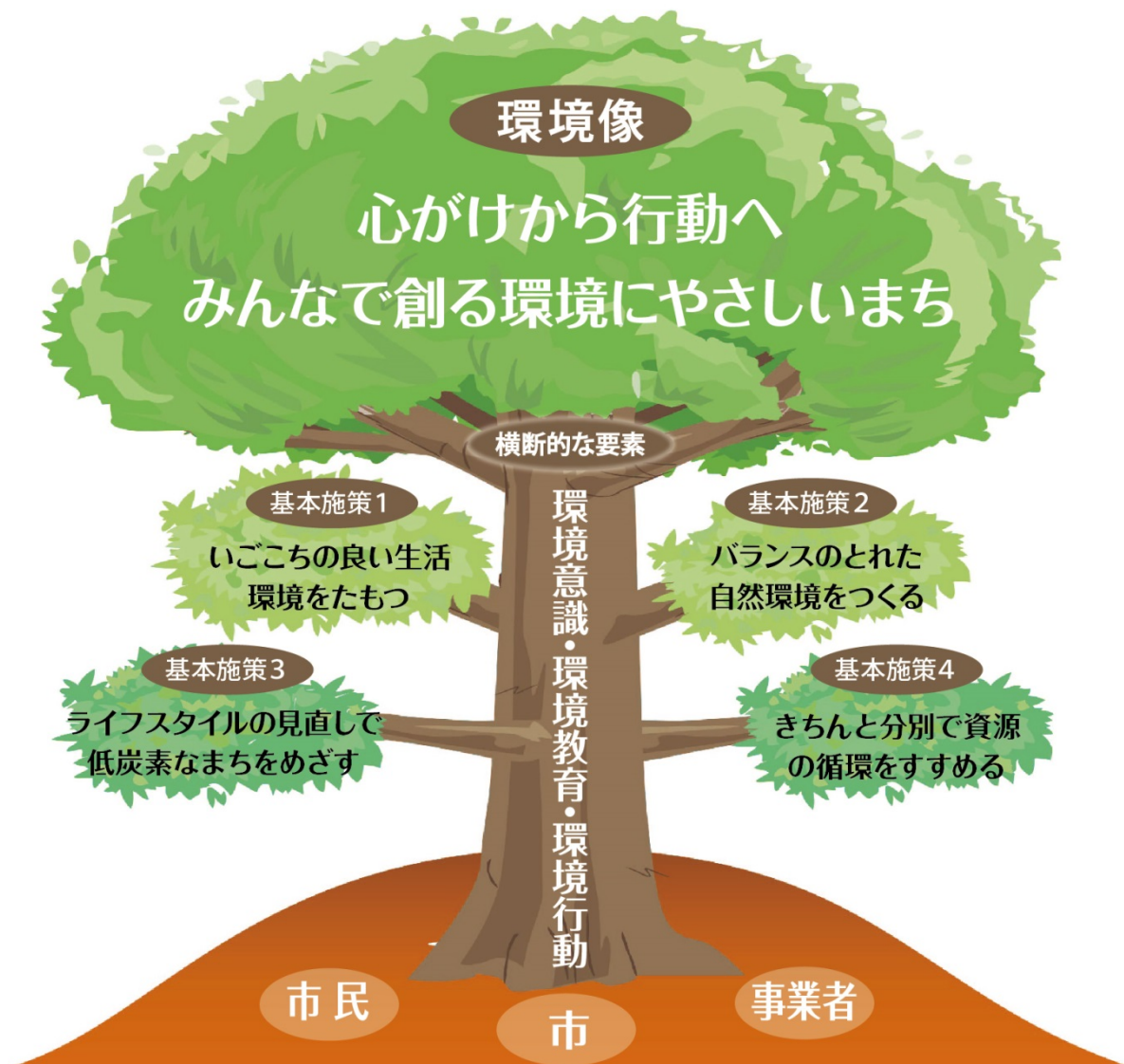
## 第2章 計画がめざすもの

### 第1節 環境像と基本施策

本計画は、次に掲げる環境像の実現を目指します。環境像は、市民一人ひとりが、環境に配慮した行動への一歩を踏み出している姿としました。

また、その実現に向けて4つの基本施策を掲げるとともに、“環境意識・環境教育・環境行動”を横断的な要素として位置づけ、各基本施策にその要素を取り込んでいくこととします。なお、4つの基本施策の考え方は次ページのとおりです。

環境像と基本施策のイメージ





## (1) 4つの基本施策の考え方



### 基本施策1 いごこちの良い生活環境をたもつ

事業活動に伴う大気・水環境への影響については、法令等の整備により改善が進んでいますが、生活排水への対策や騒音、悪臭などの身近な環境課題、さらには、化学物質の適正管理、ライフサイエンス系施設の増加などの新たな環境課題への対応を図るため、一層の施策の推進を図る必要があります。こうした身近な環境課題への取組が、地域の安心・安全につながるとの観点から、大気・水環境等の環境監視による環境の把握に努めるとともに、事業者に対する指導や公共下水道・公設浄化槽の整備などによる環境の保全対策を進めます。また、快適な生活環境を確保するため、引き続き、環境美化活動の推進や、意識啓発の取組を進め、市民一人ひとりのマナーの向上を図る必要があります。

そこで

- ①主に大気・水質・騒音などに関連する取組として「(1)健康に過ごすことができる生活環境の保全」
- ②主にライフサイエンス系施設や化学物質などに関連する取組として「(2)新たな環境課題への対応」
- ③主に美化やマナーなどに関連する取組として「(3)快適環境の保全」

の3つの取組方針により、基本施策の推進を図ります。

これらにより、大気、水等の環境を良好な状態で維持するとともに、快適な生活環境を確保することで、いごこちの良い生活環境を保ちます。



### 基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる

多様な生きものが棲み、みどり豊かな自然環境を創造する観点から、本市のみどりの特徴である北摂山系の森林や農地などを保全するとともに、身近に緑があふれ、動植物と触れあえる取組が必要です。また、都市化に伴うヒートアイランド対策として、市街地に緑を増やす取組が必要です。

そこで

- ①主に公園・緑地・河川などに関連する取組として「(1)都市とみどりの共存」
- ②主に里地・里山・農地などに関連する取組として「(2)自然資源の利用の推進」
- ③市域全体の生物多様性に関連する取組として「(3)生物多様性の保全」

の3つの取組方針により、基本施策の推進を図ります。

これらにより、みどりを育む取組や生態系への配慮を推進するとともに、身近な「まちの緑」「農地」「里山」「水辺」を保全し、自然と触れ合う機会の創出に取り組み、人の生活と自然とのバランスの取れた自然環境を創ります。



### 基本施策 3 **ラ**イフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす

日々の暮らしや事業活動から、CO<sub>2</sub>排出量が増加したことなどで、異常気象などが起こり、地球規模での問題となっています。また、東日本大震災以降の社会情勢などから、低炭素な暮らしや事業活動が求められています。CO<sub>2</sub>排出量削減に向け、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー対策の推進を図るほか、環境問題に気づき、意識を高め、行動につなげる取組が必要です。

そこで

- ①主に省エネルギー行動などに関連する取組として「(1)省エネルギーの実践及び普及啓発」
- ②主に再生可能エネルギーの導入といった設備導入などに関連する取組として「(2)再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進」
- ③主にエネルギーを有効利用する建築物の推進や公共交通機関の利用促進に関連する取組として「(3)低炭素な暮らしや事業活動の推進」

の3つの取組方針により、基本施策の推進を図ります。

これらにより、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進に努めます。また、情報交換の場を通じて様々な主体が連携し、新たな取組の輪を広げ、ライフスタイルの見直しで低炭素なまちを目指します。



### 基本施策 4 **き**ちんと分別で資源の循環をすすめる

限りある資源を大切にするとともに効率的に使用し、環境への負荷を減らす循環型社会の構築が求められています。資源の循環とごみの減量化を図るため、3Rの推進や再生資源集団回収実施団体への支援のほか、ごみ処理施設の適正な維持管理などの取組を実施していますが、さらなる分別の徹底と資源の循環を図るため、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の取組を推進する必要があります。

そこで

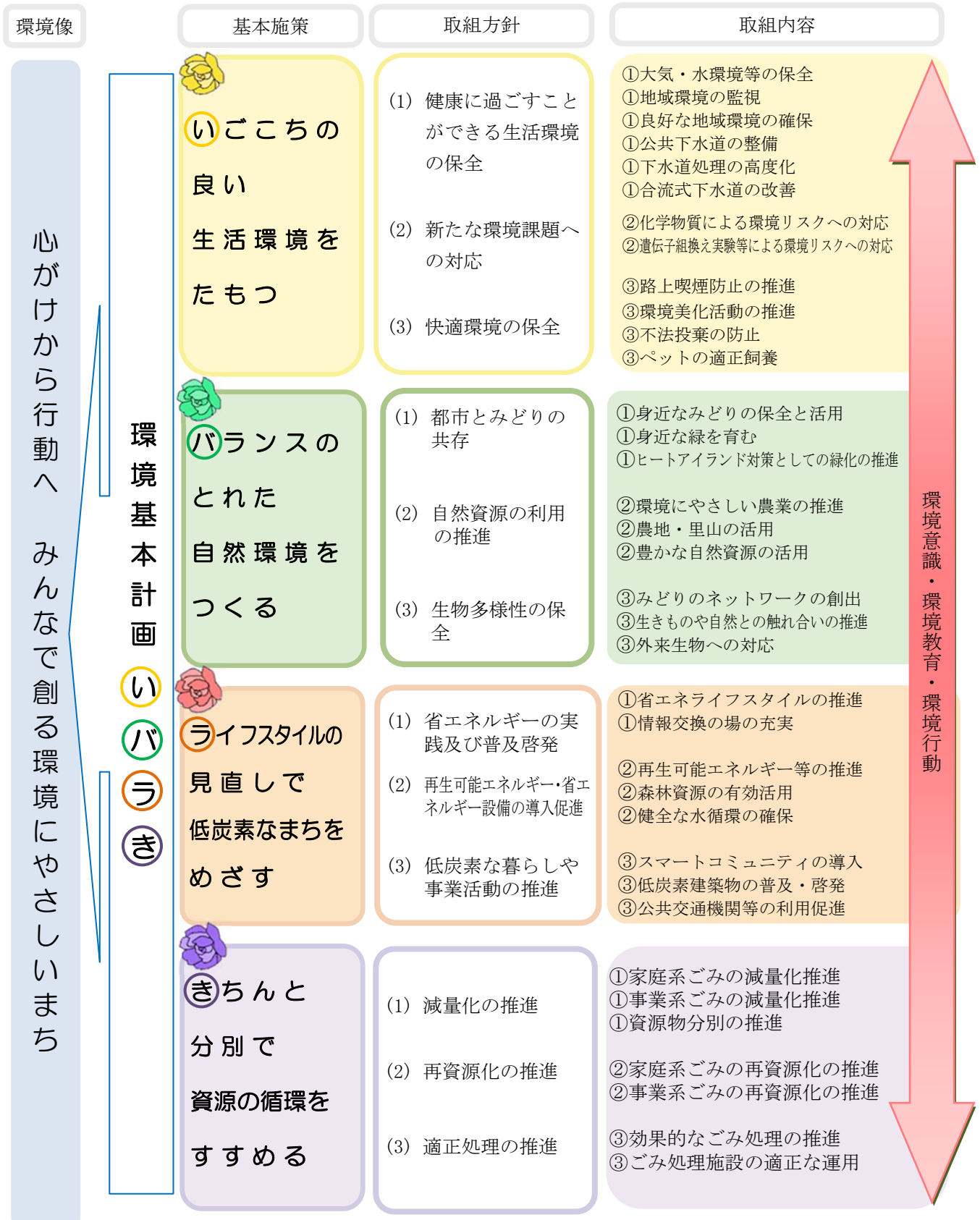
- ①主に廃棄物の発生抑制などに関連する取組として「(1)減量化の推進」
- ②主に廃棄物の再資源化などに関連する取組として「(2)再資源化の推進」
- ③主に①②の取組を行った結果、排出される廃棄物の適正処理に関連する取組として「(3)適正処理の推進」

の3つの取組方針により、基本施策の推進を図ります。

これらにより、資源の循環とごみの減量化を図るため、市は、新たな分別品目の追加検討を行うとともに、市民等への意識啓発に努めるほか、処理施設については、炉の更新に向けて計画的に取り組めます。また、市民、事業者は、ごみの発生抑制、再資源化に努め、きちんとした分別で資源の循環を進めます。

## (2) 計画の体系

環境像を実現するための基本施策と取組方針、取組内容は次のとおりとします。

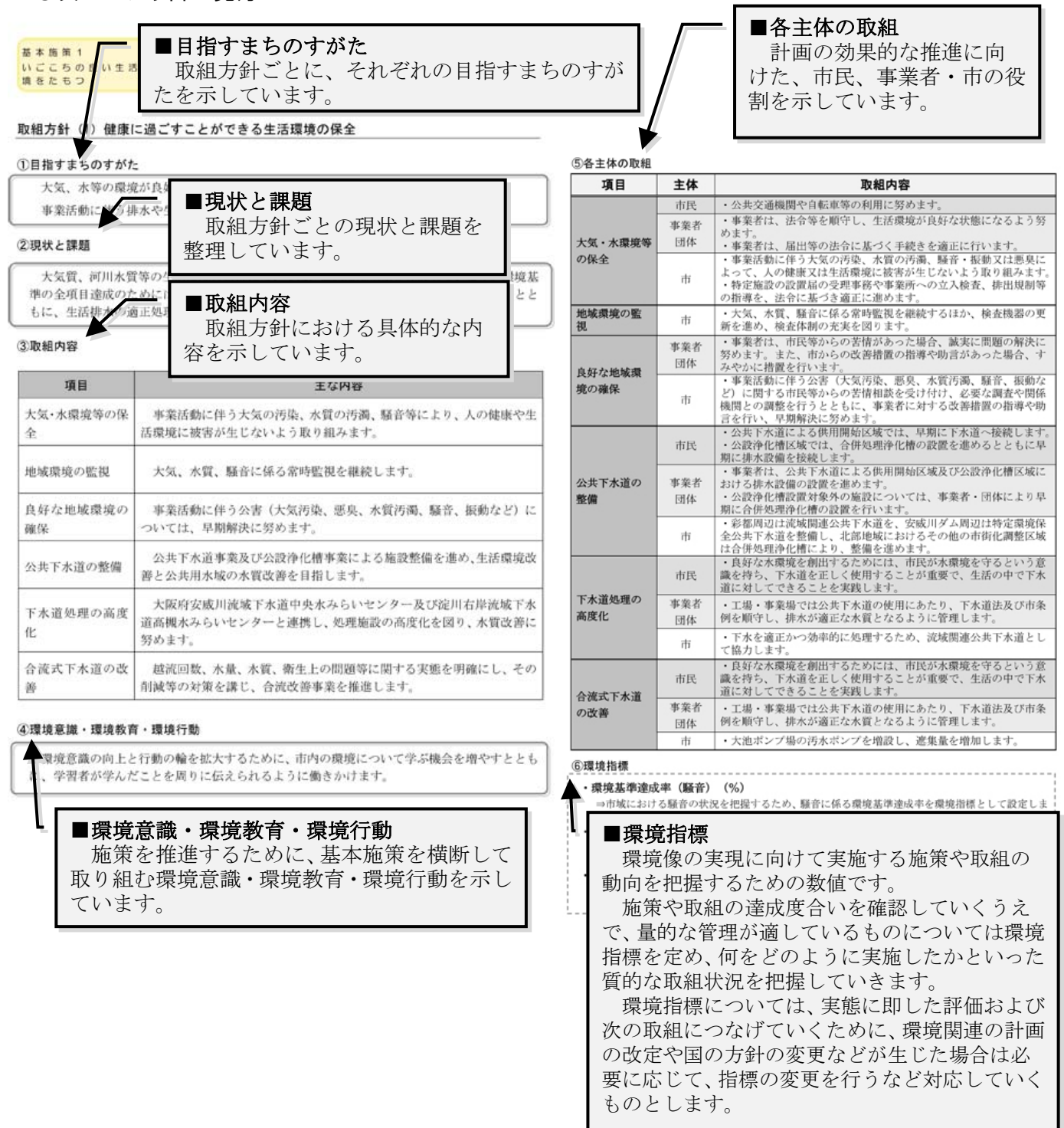


## 第2節 環境像の実現に向けた取組

本計画の効果的な推進に向けて、それぞれの取組方針ごとに目指すまちのすがたを示すとともに現状と課題、取組内容と各主体の取組、環境指標を明記しています。また、横断的に取り組む環境意識・環境教育・環境行動についても示しています。

ここで示す環境指標とは、環境像の実現に向けて実施する基本施策や取組方針の進捗状況を把握するための目安となる数値です。

### ●次ページ以降の見方



## 基本施策 1

いごちの良き生活環境をたもつ

### 取組方針 (1) 健康に過ごすことができる生活環境の保全

#### ① 目指すまちなすがた

大気、水等の環境が良好な状態で維持されています。

事業活動に伴う排水や生活排水が適正に処理されています。

#### ② 現状と課題

大気質、河川水質等の生活環境の状況については、概ね環境基準を達成しています。環境基準の全項目達成のためには、事業活動に伴い発生するばい煙、水等の排出規制を継続するとともに、生活排水の適正処理を進めることが重要となります。

#### ③ 取組内容

項目	主な内容
大気・水環境等の保全	事業活動に伴う大気の汚染、水質の汚濁、騒音等により、人の健康や生活環境に被害が生じないように取り組みます。
地域環境の監視	大気、水質、騒音に係る常時監視を継続します。
良好な地域環境の確保	事業活動に伴う公害（大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動など）については、早期解決に努めます。
公共下水道の整備	公共下水道事業及び公設浄化槽事業による施設整備を進め、生活環境改善と公共用水域の水質改善を目指します。
下水道処理の高度化	大阪府安威川流域下水道中央水みらいセンター及び淀川右岸流域下水道高槻水みらいセンターと連携し、処理施設の高度化を図り、水質改善に努めます。
合流式下水道の改善	越流回数、水量、水質、衛生上の問題等に関する実態を明確にし、その削減等の対策を講じ、合流改善事業を推進します。

#### ④ 環境意識・環境教育・環境行動

環境意識の向上と行動の輪を拡大するために、市内の環境について学ぶ機会を増やすとともに、学習者が学んだことを周りに伝えられるように働きかけます。



### ⑤各主体の取組

項目	主体	取組内容
大気・水環境等の保全	市民	・公共交通機関や自転車等の利用に努めます。
	事業者 団体	・事業者は、法令等を順守し、生活環境が良好な状態になるよう努めます。 ・事業者は、届出等の法令に基づき手続きを適正に行います。
	市	・事業活動に伴う大気の汚染、水質の汚濁、騒音・振動又は悪臭によって、人の健康又は生活環境に被害が生じないように取り組みます。 ・特定施設の設置届の受理事務や事業所への立入検査、排出規制等の指導を、法令に基づき適正に進めます。
地域環境の監視	市	・大気、水質、騒音に係る常時監視を継続するほか、検査機器の更新を進め、検査体制の充実を図ります。
良好な地域環境の確保	事業者 団体	・事業者は、市民等からの苦情があった場合、誠実に問題の解決に努めます。また、市からの改善措置の指導や助言があった場合、すみやかに措置を行います。
	市	・事業活動に伴う公害（大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動など）に関する市民等からの苦情相談を受け付け、必要な調査や関係機関との調整を行うとともに、事業者に対する改善措置の指導や助言を行い、早期解決に努めます。
公共下水道の整備	市民	・公共下水道による供用開始区域では、早期に下水道へ接続します。 ・公設浄化槽区域では、合併処理浄化槽の設置を進めるとともに早期に排水設備を接続します。
	事業者 団体	・事業者は、公共下水道による供用開始区域及び公設浄化槽区域における排水設備の設置を進めます。 ・公設浄化槽設置対象外の施設については、事業者・団体により早期に合併処理浄化槽の設置を行います。
	市	・彩都周辺は流域関連公共下水道を、安威川ダム周辺は特定環境保全公共下水道を整備し、北部地域におけるその他の市街化調整区域は合併処理浄化槽により、整備を進めます。
下水道処理の高度化	市民	・良好な水環境を創出するためには、市民が水環境を守るという意識を持ち、下水道を正しく使用することが重要で、生活の中で下水道に対してできることを実践します。
	事業者 団体	・工場・事業場では公共下水道の使用にあたり、下水道法及び市条例を順守し、排水が適正な水質となるように管理します。
	市	・下水を適正かつ効率的に処理するため、流域関連公共下水道として協力します。
合流式下水道の改善	市民	・良好な水環境を創出するためには、市民が水環境を守るという意識を持ち、下水道を正しく使用することが重要で、生活の中で下水道に対してできることを実践します。
	事業者 団体	・工場・事業場では公共下水道の使用にあたり、下水道法及び市条例を順守し、排水が適正な水質となるように管理します。
	市	・大池ポンプ場の汚水ポンプを増設し、遮集量を増加します。

### ⑥環境指標

- ・環境基準達成率（騒音）（％）  
⇒市域における騒音の状況を把握するため、騒音に係る環境基準達成率を環境指標として設定します。
- ・苦情解決率（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭）（％）  
⇒良好な地域環境の確保のために公害苦情（大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動）の解決率を環境指標として設定します。
- ・公共下水道の人口普及率（％）  
⇒生活環境改善と公共用水域の水質改善を目指すため、公共下水道の人口普及率を環境指標として設定します。

## 基本施策 1

いごちのよい生活環境をたもつ

## 取組方針 (2) 新たな環境課題への対応

### ① 目指すまちのすがた

化学物質を取り扱う事業所では使用の低減と適正管理が行われ、ライフサイエンス系施設では環境保全協定が守られ、周辺環境が良好な状態で維持されています。

### ② 現状と課題

事業所における化学物質の使用やライフサイエンス系施設の設置により周辺環境に影響が及ばないよう、適正な管理運営に向けての事業所指導を進める必要があります。

大規模災害発生に備えた環境リスクの低減を図るための取組が求められています。

### ③ 取組内容

項目	主な内容
化学物質による環境リスクへの対応	P R T R 制度の適正な運用を進めます。 大規模災害発生時の環境リスクの低減を図ります。
遺伝子組換え実験等による環境リスクへの対応	遺伝子組換え実験等が周辺環境に影響を及ぼすことがないよう、指導を行います。

### ④ 環境意識・環境教育・環境行動

環境への取組を積極的に公開します。

環境負荷低減に関する取組について情報共有を進めます。



## ～P R T R 制度とは～



P R T R (Pollutant Release and Transfer Register : 化学物質排出移動量届出) 制度は、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）により制度化されました。

⑤各主体の取組

項目	主体	取組内容
化学物質による環境リスクへの対応	事業者 団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、P R T R法に基づく届出を行うとともに、化学物質の自主的な適正管理に努めます。</li> <li>・化学物質を取り扱う事業所は、環境保全上の支障を未然に防止するため、化学物質管理計画書を作成します。</li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質の環境への排出量の把握と事業者による自主的な化学物質の適正管理の促進により、環境保全上の支障を未然に防止できるよう、P R T R制度の適正な運用を進めます。</li> <li>・大規模災害発生時の環境保全上の支障を未然に防止するため、事業所における化学物質管理計画書の作成を促進します。</li> </ul>
遺伝子組換え実験等による環境リスクへの対応	事業者 団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフサイエンス系施設の設置者は、周辺の環境に影響を及ぼさないよう市と環境保全協定を締結し、これを順守します。</li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフサイエンス系施設の設置に際し、遺伝子組換え実験等が環境に影響を及ぼすことがないように、生活環境の保全に関する条例に基づき指導を行います。</li> </ul>

⑥環境指標

・事業所における化学物質排出量 (t)

⇒化学物質の使用による周辺環境への影響を把握し、事業者による自主的な化学物質の適正管理を促進するため、事業所における化学物質排出量を環境指標として設定します。

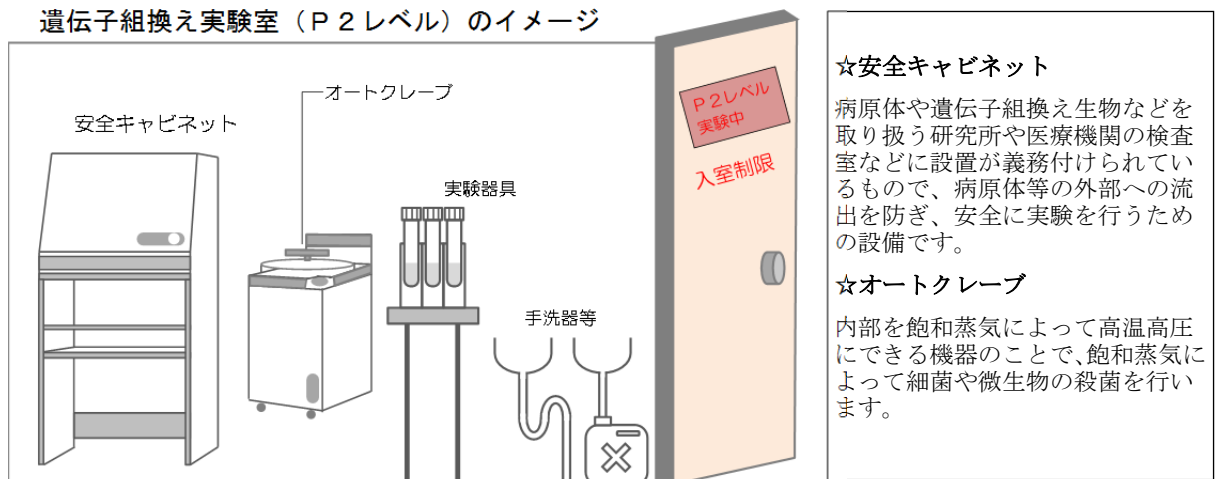
・環境保全協定の締結件数 (件)

⇒遺伝子組換え実験等を行う施設の安全性を確保するため、市がライフサイエンス系施設の設置者と締結する環境保全協定の件数を環境指標として設定します。

～遺伝子組換え実験の安全対策～

遺伝子組換え実験等を実施する際は、法令で拡散防止措置が定められており、厳しい安全対策のもとで実験が実施されています。

遺伝子組換え実験室 (P2レベル) のイメージ



☆安全キャビネット

病原体や遺伝子組換え生物などを取り扱う研究所や医療機関の検査室などに設置が義務付けられているもので、病原体等の外部への流出を防ぎ、安全に実験を行うための設備です。

☆オートクレーブ

内部を飽和蒸気によって高温高圧にできる機器のことで、飽和蒸気によって細菌や微生物の殺菌を行います。



基本施策 1

いごちのよい生活環境をたもつ

### 取組方針 (3) 快適環境の保全

#### ① 目指すまちのすがた

モラル・マナーの向上で快適な生活環境が保たれています。

#### ② 現状と課題

美観を損ねるたばこ・空き缶等のポイ捨て、不法広告物、家電製品の不法投棄などが後を絶たない状況にあります。

ペットの糞尿などの苦情やトラブルが発生しており、快適な生活環境を維持するための対策が必要です。

#### ③ 取組内容

項目	主な内容
路上喫煙防止の推進	路上喫煙防止を図るため、幅広い方法で条例の周知を行い、市域での路上喫煙率の低下に努めます。
環境美化活動の推進	地域の環境美化推進のため、不法屋外広告物の撤去活動や地域の清掃活動等を継続します。
不法投棄の防止	廃棄物の適切な処理についての周知・指導等、不法投棄を防止する環境整備に取り組みます。
ペットの適正飼養	飼養者にペットを適正に飼育してもらうよう周知啓発を行い、快適な生活環境を保全します。

#### ④ 環境意識・環境教育・環境行動

快適な生活環境についての理解を深めるため、市民を対象とした学習会や情報提供などを実施します。



環境美化キャンペーン



市内一斉清掃

### ⑤各主体の取組

項目	主体	取組内容
路上喫煙防止の推進	市民	・条例の趣旨を理解しルールを守るとともに、路上喫煙をしないよう努めます。
	事業者団体	・事業者・団体は、市と連携し、マナー向上活動に取り組みます。
	市	・職員及び委託業者による巡回や啓発活動を行うとともに、広告の利用等幅広い方法で条例の周知を行い、市域での路上喫煙率の低下に努めます。
環境美化活動の推進	市民	・地域一斉清掃に参加する等、快適な生活環境の保全に努めます。
	事業者団体	・事業者・団体は、市と協力して美化活動に努めます。
	市	・不法屋外広告物の撤去活動、あき地の管理指導、野焼行為の指導、市内一斉清掃等を継続して実施します。
不法投棄の防止	市民	・地域の清掃をするなど、環境美化を推進することで、不法投棄をさせない環境づくりを行います。
	事業者団体	・事業者・団体は、市と協力して、問題解決に努めます。
	市	・パトロール、看板設置、不法投棄者への指導、廃棄物の適正な取り扱いを示すことで、不法投棄防止の環境整備に取り組みます。
ペットの適正飼養	市民	・狂犬病予防法、動物愛護管理法等を理解し、ペットの適正飼養を行います。
	事業者団体	・事業者・団体は、市と協力して、飼い犬登録、狂犬病予防注射接種率の向上、適正飼養の普及啓発に努めます。
	市	・飼い犬登録、狂犬病予防注射接種率の向上に努めるとともに、飼い犬等への避妊・去勢手術費の補助や、犬糞の持ち帰り、飼養者不明の動物に無責任な餌やりをしないよう周知・啓発を行います。

### ⑥環境指標

#### ・路上喫煙率（％）

⇒定点での路上喫煙の実態を把握するとともに、今後の対策等に活用しマナー向上を推進するため、路上喫煙率を環境指標として設定します。

#### ・市内一斉清掃参加者数（人）

⇒地域の清掃活動を支援し、市民の環境美化活動を推進するため、市内一斉清掃参加者数を環境指標として設定します。

#### ・不法投棄処理件数（件）

⇒不法投棄を未然に防ぐことが地域の環境美化の推進につながるため、不法投棄処理件数を環境指標として設定します。

#### ・飼い犬等の避妊・去勢手術費補助件数（件）

⇒飼い犬等の避妊・去勢手術費の一部を補助することで、みだりな繁殖を防ぎ、ペットの糞尿等の苦情やトラブルを減らすため、飼い犬等の避妊・去勢手術費補助件数を環境指標として設定します。

## 基本施策 2

バランスのとれた自然環境をつくる

### 取組方針 (1) 都市とみどりの共存

#### ① 目指すまちのすがた

市民や事業者・団体が、みどりの必要性を認識し、緑化活動や水辺の保全が進んでいます。また、公園や水辺は、市民でにぎわっています。

#### ② 現状と課題

市街地のみどりについては、緑化推進やヒートアイランド対策の観点から、緑を増やす取組をさらに進めるとともに、街路樹や公園樹が成長により、市民生活のさまたげとならないよう保全を進める必要があります。

本市の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する計画である「緑の基本計画」と整合性を図りながら、取組を進める必要があります。

#### ③ 取組内容

項目	主な内容
身近なみどりの保全と活用	既存の公園緑地について、地域の実情に合わせた再整備を進めるとともに、事業地の緑化空間の効果的な指導に努めます。また、身近な水辺の保全と活用に努めます。
身近な緑を育む	地域や街角から緑あふれる環境づくりを促進し、緑を育むやさしいまちづくりを推進します。
ヒートアイランド対策としての緑化の推進	みどりのカーテンや屋上緑化など、ヒートアイランド対策としての緑化を進めます。

#### ④ 環境意識・環境教育・環境行動

市のみどりの状況について情報の収集に努め、積極的に公開します。

市民参加型の勉強会などの取組を多様な主体と連携・協力しながら実施します。



～「緑」と「みどり」の違いについて～



本計画では、「緑」と「みどり」を下記のように使い分けています。

- ◆ 「緑」：人工林、雑木林や市街地の緑地など、個々の「緑」のことをいいます。
- ◆ 「みどり」：個々の「緑」や河川・水路等の水辺を総称して表現する場合は「みどり」といいます。

### ⑤各主体の取組

項目	主体	取組内容
身近なみどりの保全と活用	市民	・公園利用のルールを守るなど、みどり空間の適切な利用に努めます。
	事業者 団体	・事業者は緑空間の設置にあたり、地域の実情を考慮した整備を行います。 ・事業者・団体は、アドプト制度に積極的に参加するなど、身近なみどりの保全に努めます。
	市	・緑の確保を考慮した適正な開発誘導を行います。 ・整備後、相当年数が経過している公園について、住民ニーズや地域の特性、周辺の緑空間との連携等を考慮して再整備を行います。 ・管理者と協力して、河川景観の保全に努めます。 ・市内中心部を流れる高瀬川・小川親水水路及び南部地域を流れる島地区せせらぎ水路について、適正な維持管理を実施し、市民に憩いとうるおいのある水辺空間の創出に努めます。
身近な緑を育む	市民	・地域で緑化活動に努め、家庭でも花木を育てます。
	事業者 団体	・事業者・団体は、地域の緑化活動に協力するとともに、緑の管理に努めます。
	市	・花苗の配布や生垣緑化の支援など、地域に緑を増やす取組を推進します。
ヒートアイランド対策としての緑化の推進	市民	・みどりのカーテンの設置やベランダ・庭の緑化等、植物による蒸散効果を利用し、冷房の使用を抑制します。
	事業者 団体	・事業者は、みどりのカーテンの設置や屋上緑化等、植物による蒸散効果を利用し、冷房の使用を抑制します。
	市	・学校等へのみどりのカーテンの設置や屋上緑化など、公共施設の緑化を進めます。 ・市民や事業者のみどりのカーテンの取組等を支援します。

### ⑥環境指標

<p>・市街地の公園・緑地面積 (ha)</p> <p>⇒公園・緑地の適正な整備を進めることで、親しみやすい緑空間を創出するために、市街地における公園・緑地の面積を環境指標として設定します。</p>
<p>・身近な緑を育む事業参加者数（花と緑の街角づくり事業参加者数）（人）</p> <p>⇒緑を育むやさしいまちづくりを推進するために、花と緑の街角づくり推進事業において、身近な緑を育む事業参加者数を環境指標として設定します。</p>

## 基本施策 2

バランスのとれた自然環境をつくる

### 取組方針 (2) 自然資源の利用の推進

#### ①目指すまちのすがた

美しい里地・里山が保全され、環境に配慮した農地の活用が進んでいます。  
また、間伐材などの有効利用が多方面で進んでいます。

#### ②現状と課題

里地・里山は、木材利用の減少や担い手不足から、手入れが行き届かなくなっており、多様な主体による保全活動が必要です。

農業用のため池や水路は、遊休農地の増加により、機能の維持が困難になってきています。

豊かな里山と農地を持続的に保全していくためには、保全活動だけでなく、利活用することで循環の仕組みを構築していくことが重要です。

#### ③取組内容

項目	主な内容
環境にやさしい農業の推進	減化学肥料及び減農薬で栽培されたエコ農産物の生産等、環境に配慮した農業の取組を推進します。
農地・里山の活用	市民農園の利用や間伐材の活用のほか、森林保全ボランティアなどの担い手の育成等により、農地や里山の活用を推進します。
豊かな自然資源の活用	今ある自然資源を守り、活かしながら、「農・林・食」などの魅力を高める取組を推進するなど、より一層多くの来場者に楽しんでもらえるような魅力的な施設の整備を行います。

#### ④環境意識・環境教育・環境行動

市の里山や農地の状況について情報の収集に努め、積極的に公開します。



見山地区の美しい自然と田園風景



森林サポーター養成講座

### ⑤各主体の取組

項目	主体	取組内容
環境にやさしい農業の推進	市民	・エコ農産物を積極的に購入します。
	事業者 団体	・農協や販売事業者は、エコ農産物を積極的に取り扱います。
	市	・有機肥料やたい肥などを活用したエコ農産物の認証制度を推進します。
農地・里山の活用	市民	・市民農園を利用します。 ・森林保全ボランティア活動や養成講座に参加します。
	事業者 団体	・森林組合等は、間伐材や剪定枝を有効に活用します。 ・事業者・団体は、森林や農地の保全活動などに参加します。
	市	・市民農園の開設や、森林整備への支援と間伐材や剪定枝の活用を推進します。 ・森林保全ボランティアや農業の担い手を養成し、遊休農地や放置森林とのマッチングを推進します。
豊かな自然資源の活用	市民	・北部地域の交流施設を利用したり、市や市域の事業者が開催するイベント等に参加します。 ・ワークショップを通じて、周辺環境の保全や来訪者への対応などについて主体的に参画します。
	事業者 団体	・事業者・団体は、活動主体として、積極的に運営などに関わります。
	市	・自然資源の活用につながる交流拠点の整備を検討します。 ・ダム湖周辺整備として、水源地域整備計画事業であるスポーツ・レクリエーション整備事業を、周辺の地域資源を活かして進めます。

### ⑥環境指標

<p>・エコ農産物栽培面積 (ha)</p> <p>⇒環境保全型農業の取組を支援し推進していくために、エコ農産物栽培面積を環境指標として設定します。</p>
<p>・ふれあい農園区画数 (区画)</p> <p>⇒市民が地域の農地に関心を持ち、活用を進めるために、ふれあい農園区画数を環境指標として設定します。</p>
<p>・森林サポーター養成講座参加者数 (人)</p> <p>⇒市民が自然に関心をもつとともに、里山の保全と活用を進めるために、森林サポーター養成講座参加者数を環境指標として設定します。</p>

## 取組方針 (3) 生物多様性の保全

### ① 目指すまちのすがた

生きものや自然と触れ合う機会が増えています。  
多様な生きものが生息・生育できる環境が整っています。

### ② 現状と課題

放置森林が増え、動植物の生態系に変化が見られます。

都市開発が進む中で、都市部の生物の多様性が失われつつあります。そのため、みどりを保全し、生きものをつなぐのを回復する取組が必要です。

「生物多様性」の概念は、市民に浸透しているとは言い難いことから、市民が知る機会を創出したり、自然に触れ合う機会を設けたりすることが重要です。

### ③ 取組内容

項目	主な内容
みどりのネットワークの創出	市内に点在するみどりをつなげることで、動植物の生息・生育環境を保全します。
生きものや自然との触れ合いの推進	水辺や公園、里地・里山を保全するなど、生きものと触れ合える場を提供します。
外来生物への対応	特定外来生物をはじめとする外来生物について、生息・生育状況や市民などの役割を周知・啓発します。

### ④ 環境意識・環境教育・環境行動

市民が身近な自然環境に関心を持ち、生きものの生息・生育環境づくりに努めるために、生物多様性についての理解を深める機会を増やします。



ホタルの鑑賞会が開かれる西河原公園



水辺の生きもの観察会



⑤各主体の取組

項目	主体	取組内容
みどりのネットワークの創出	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に生息・生育する生きものを大切にします。</li> <li>・森林保全ボランティア活動に参加し、里地・里山を保全します。</li> </ul>
	事業者 団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は管理地の生態系の保全・確保に努めるとともに、地域の生態系の保全、回復に協力します。</li> <li>・森林組合や森林保全ボランティア団体は、積極的に森林整備を行い、里地・里山を保全します。</li> <li>・事業者は、ダム・新名神事業で、小動物が生息できるよう、環境配慮型側溝などの設置を検討します。</li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの“水と緑のネットワーク”の形成に、生物多様性の保全の視点を取り入れて、生態系の保全、回復に努めます。</li> <li>・天然林整備に対する支援や、森林病虫害対策を実施するとともに、森林保全ボランティアによる森林保全活動を促進し、多様な生態系の保全に努めます。</li> </ul>
生きものや自然との触れ合いの推進	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察会等に参加し、生きものや自然と触れ合う機会を増やします。</li> </ul>
	事業者 団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者・団体は、河川での水辺の観察会等、生きものと触れ合える機会を提供します。</li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川での水辺の観察会の開催やホテルが観察できる公園等、生きものと触れ合える機会を提供します。</li> <li>・自然観察会や木工体験等を開催することで、自然と触れ合える機会を提供します。</li> </ul>
外来生物への対応	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来生物法を理解し、外来生物について知るとともに、生息・生育情報・状況を共有します。</li> <li>・地域で発見した場合は、関係機関に連絡するなど、適切に対応します。</li> <li>・外来生物を持ち込まない、放たないなど、適正管理に努めます。</li> </ul>
	事業者 団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、販売時に取り扱いについて周知します。</li> <li>・団体は、外来生物の生息・生育状況についてのパンフレット等を作成し、周知・啓発を行います。</li> <li>・事業者・団体は、外来生物を持ち込まない、放たないなど、適正管理に努めます。</li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭でペットとして飼われている生きものや育てている植物について、むやみに自然に放たないよう啓発を行います。</li> <li>・管理する植栽等について、生態系に配慮した整備に努めます。</li> </ul>

⑥環境指標

・生きものや自然に関する学習機会の提供回数、参加者数（回数、人）

⇒地域の生きものに関心をもつとともに、生きものの生息・生育環境を保全・創出していくために、生きものや自然に関する学習機会の提供回数、参加者数を環境指標として設定します。

生物多様性とは？

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。たくさんの種類の動植物がいる「種の多様性」、森林・里地里山や河川など様々な環境がある「生態系の多様性」、同じ種類でも異なる遺伝子を持つ「遺伝子の多様性」の3つの多様性があり、これら3つの多様性が深く結びつくことで、多くの生きものが暮らしています。





### 基本施策3

ライフスタイルの見直し  
で低炭素なまちをめざす

## 取組方針 (1) 省エネルギーの実践及び普及啓発

### ①目指すまちのすがた

市民等の環境に関する意識が高まり、省エネルギーの実践が進んでいます。

### ②現状と課題

地球温暖化対策実行計画に基づき、市民等の環境に配慮した行動を促すため、市民団体等と連携し、環境家計簿の普及促進や環境講座の実施など、意識啓発の取組を進めています。なかでも家庭や事業所などのエネルギー使用量は増加傾向にあり、より一層の取組が必要です。

### ③取組内容

項目	主な内容
省エネライフスタイルの推進	市民、事業者の取組を促進することにより、ライフスタイルの省エネ化を推進します。 環境イベントや市民講座など、様々な啓発を行うことで、市民や事業者の意識を高め、省エネルギーの実践につなげます。
情報交換の場の充実	プラットフォームの推進を図り、積極的に情報交換の場づくりを進めます。

### ④環境意識・環境教育・環境行動

プラットフォームといった情報交換の場から生まれた取組を周知することにより、市民や事業者が身近な省エネ生活に関心を持ち、ライフスタイルを見直すための機会づくりに努めます。



～プラットフォームとは～？



- ◆プラットフォームとは施策を推進するため、様々な主体の方が集まり、それぞれのアイデアを持ち込み情報交換や勉強会を行いながら、どのような取組ができるかを検討する場のことです。



楽しい雰囲気での意見交換



みなさんの提案を模造紙で確認

## ⑤各主体の取組

項目	主体	取組内容
省エネライフスタイルの推進	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家電製品を適切に手入れしたり、使用方法を見直すなど、機器を効率よく使用します。</li> <li>・環境イベントや市民講座などに積極的に参加します。</li> <li>・市民参加型の普及啓発事業に積極的に参加します。</li> <li>・年齢を問わず環境学習に努め、家庭での省エネルギーの実践に活かします。</li> </ul>
	事業者 団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、電化製品を適切に手入れしたり、使用方法を見直すなど、機器を効率よく使用します。</li> <li>・事業者は、熱効率の向上を図るため、建築物への二重窓や断熱材を積極的に採用します。</li> <li>・事業者は、省エネ型製品やサービスの普及・開発を進めます。</li> <li>・事業者・団体は、環境イベントなどへの参画により、市民に向けての省エネルギー機器や省エネルギーにつながる取組の情報提供を行います。</li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌により節電などの省エネルギーに関する情報提供を行います。</li> <li>・「エコオフィスプランいばらき（第4版）」を実践し、節電や近距離の公用車の使用を控えるなど省エネルギーを推進します。</li> <li>・環境イベントや市民講座などを通じて、省エネルギーに関する啓発活動を行います。</li> <li>・市民団体と協働し、市民参加型の普及啓発事業を行います。</li> <li>・小学生向けの環境学習冊子を作成し、省エネルギーなどの環境教育を推進します。</li> </ul>
情報交換の場の充実	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラットフォームに積極的に参加します。</li> <li>・新しく得た情報を活用し、省エネルギーを実践します。</li> </ul>
	事業者 団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、プラットフォームに積極的に参加し情報交換を行います。</li> <li>・事業者は、新しく得た情報を活用し、省エネルギーを実践します。</li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラットフォームの積極的な活用を図り、省エネルギー行動の新たな提案などを市民や事業者へ情報発信します。</li> </ul>

## ⑥環境指標

### ・市民1人あたりの温室効果ガス年間排出量（t）

⇒市民、事業者の省エネルギーの取組を推進し、低炭素なライフスタイルにつなげるため、市民1人あたりの温室効果ガス年間排出量を環境指標として設定します。

### ・環境イベント等各種普及啓発事業への参加者数（人）

⇒市民、事業者に対して、環境イベントをはじめとする様々な普及啓発を行い、より多くの参加者が意識を高め行動していくことが低炭素なライフスタイルにつながるため、環境イベント等各種普及啓発事業への参加者数を環境指標として設定します。

### ・プラットフォームへの参加者数（人）

⇒情報交換の場であるプラットフォームに多くの参加者が集まり、活発に意見を交換することが、省エネルギー行動の新たな提案などにつながるため、プラットフォームへの参加者数を環境指標として設定します。

### 基本施策3

ライフスタイルの見直し  
で低炭素なまちをめざす

## 取組方針 (2) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

### ①目指すまちのすがた

化石燃料に依存しない、再生可能エネルギー等の導入により、低炭素な暮らしや事業活動の普及が進んでいます。

### ②現状と課題

再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を図るため、市自らが公共施設へ導入するとともに、市民等へ太陽光発電システム等の補助制度を実施しています。

昨今の社会情勢から、低炭素な暮らしや事業活動が求められています。

### ③取組内容

項目	主な内容
再生可能エネルギー等の推進	公共施設への率先導入のほか、市民・事業者へ導入支援を行うとともに、市内の取組事例などを発信することにより、エネルギー地産地消の観点から再生可能エネルギー等の普及を図ります。
森林資源の有効活用	間伐材や剪定枝等、森林資源の有効活用を推進します。
健全な水循環の確保	雨水貯留タンク、透水性舗装の充実、下水処理水の再利用など、健全な水循環の確保に努めます。

### ④環境意識・環境教育・環境行動

再生可能エネルギーなどの活用について、情報提供を行います。



消防署西河原分署に設置した太陽熱温水器（写真左）とソーラーウインドライト（写真右）

## ⑤各主体の取組

項目	主体	取組内容
再生可能エネルギー等の推進	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システムや、太陽熱利用システム等に関する情報を収集し、再生可能エネルギーを導入します。</li> <li>・家電製品等を購入する際は、環境ラベルを参考に省エネ性能に優れた製品を購入します。</li> </ul>
	事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、太陽光発電システムや、太陽熱利用システム等に関する情報を収集し、再生可能エネルギーを導入します。</li> <li>・事業者は、地中熱や下水熱等、未利用のエネルギーを活用した開発を行います。</li> <li>・事業者は、電化製品等を導入する際は、環境ラベルを参考に省エネ性能に優れた製品を購入します。</li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設に、積極的に太陽光発電システムや省エネルギー設備を導入します。</li> <li>・市民や事業者へ導入支援を行い、再生可能エネルギー等の普及を図ります。</li> </ul>
森林資源の有効活用	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薪、炭やペレットを燃料として活用します。</li> </ul>
	事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合等は、間伐材や剪定枝を有効に活用します。</li> <li>・事業者は、剪定枝を分別し、排出します。</li> <li>・事業者は、剪定枝等を活用しバイオエタノールを精製します。</li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備で発生する間伐材等を公園や自然歩道で活用するとともに、チップ化しペレット等の新たな燃料として活用することで、森林資源の循環利用を促進します。</li> <li>・公園樹・街路樹の剪定枝等を、バイオエタノールの原料として活用することで、森林資源の有効利用を促進します。</li> </ul>
健全な水循環の確保	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水貯留タンクを活用し、雨水の再利用に取り組みます。</li> </ul>
	事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、雨水流出抑制施設の設置、再利用に取り組みます。</li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水貯留タンクの設置補助による雨水再利用の促進、歩道舗装における透水性舗装の推進、修景施設等への下水処理水の再利用を推進します。</li> </ul>

## ⑥環境指標

### ・再生可能エネルギー導入件数（件）

⇒再生可能エネルギーの導入が、市民1人あたりの温室効果ガス排出量の削減につながることから、再生可能エネルギー導入件数を環境指標として設定します。

### ・木質ペレット等の製造工場への、間伐材の搬入量（t）

⇒木質ペレット等の原料として、森林整備で発生する間伐材の一部を、大阪府森林組合に搬入しています。木質ペレット等を燃料として使用することが、温室効果ガス排出量の削減につながることから、大阪府森林組合への間伐材搬入量を環境指標として設定します。

### ・バイオエタノールプラントへの廃木材搬入量（t）

⇒バイオエタノール3%混合ガソリンの原料として、環境衛生センターに搬入される廃木材を、バイオエタノール精製プラントに渡しています。これが化石燃料の使用による温室効果ガス排出量の削減につながることから、バイオエタノールプラントへの廃木材搬入量を環境指標として設定します。

### 基本施策 3

ライフスタイルの見直し  
で低炭素なまちをめざす

## 取組方針 (3) 低炭素な暮らしや事業活動の推進

### ① 目指すまちのすがた

再生可能エネルギーの創出やエネルギーの有効活用が進んでいます。  
公共交通機関の積極的な利用や、電気自動車など環境に配慮した自動車の利用が進んでいます。

### ② 現状と課題

本市では、東芝工場跡地をはじめとして大規模プロジェクトが予定されています。この機会を活かし、スマートコミュニティや低炭素建築物を推進し、先導的な取組を具体化していくことが重要です。

公共交通機関の利用促進や、電気自動車をはじめとするエコカーの普及促進を行っていますが、自動車から排出される温室効果ガス排出量は増加傾向にあるため、さらなる取組が求められています。

### ③ 取組内容

項目	主な内容
スマートコミュニティの導入	既成市街地や大規模開発において、スマートコミュニティ導入の可能性について検討します。また、東芝工場跡地でのスマートコミュニティを促進します。
低炭素建築物の普及・啓発	低炭素社会に向けた住まいと住まい方の推進のため、低炭素建築物の認定制度の普及・啓発を行います。 まちづくりにおける低炭素化を実現する仕組みの構築に向けて、先導的な取組を支援します。
公共交通機関等の利用促進	環境にやさしい公共交通機関や自転車などの利用促進を図ります。 また、電気自動車などエコカーの普及促進を進めます。

### ④ 環境意識・環境教育・環境行動

安定的にエネルギーが供給され、エネルギーを無駄にしないまちづくりについて情報提供を行います。

あらゆる機会を通じて、公共交通機関の利用が環境に良い行動であることを情報提供します。



## ⑤各主体の取組

項目	主体	取組内容
スマートコミュニティの導入	事業者 団体	・事業者は、既成市街地や大規模開発においてスマートコミュニティ導入の可能性について検討します。
	市	・東芝大阪工場跡地でのスマートコミュニティを促進し、低炭素まちづくりに向けた取組を検討します。
低炭素建築物の普及・啓発	市民	・低炭素建築物について、情報収集を行うとともに、積極的に導入します。
	事業者 団体	・事業者は、低炭素社会に向けた住まいの供給を検討します。 ・事業者は、先導的な取組を進めるために、モデル的な調査、実証実験等の検討を行います。
	市	・低炭素建築物の認定制度の普及・啓発を行います。
公共交通機関等の利用促進	市民	・公共交通機関や自転車等の利用に努めます。 ・自動車を購入する際は、エコカーを選びます。 ・自動車の運転時には、エコドライブを実践します。
	事業者 団体	・事業者は、公共交通機関や自転車等の利用に努めます。 ・事業者は、エコカーを積極的に導入します。 ・事業者は、自動車の運転時には、エコドライブを実践します。 ・事業者は、新たなレンタサイクル事業の展開を検討します。 ・事業者は、電気自動車などエコカーのカーシェアリングを推進します。
	市	・公用車の更新時期には、可能な限りエコカーを導入します。 ・イベントでエコカーの展示・試乗などを行い、エコカーの普及啓発を行います。 ・レンタサイクルやコミュニティサイクルのあり方についても検討を進めます。 ・「公共交通を使ってみよう」ということにつながる効果的な公共交通の利用促進に向けた取組について検討し、実施します。

## ⑥環境指標

### ・低炭素建築物の認定件数（件）

⇒低炭素建築物の増加が低炭素まちづくりを推進することにつながることから、低炭素建築物の認定件数を環境指標として設定します。

### ・鉄道利用者数（人/日）、バス利用者数（人/日）

⇒公共交通機関の利用が運輸部門における温室効果ガス排出量削減につながることから、鉄道については市内各駅乗降客数を、バスについては市内バス乗車人数を環境指標として設定します。



～スマートコミュニティとは～



スマートコミュニティとは、地域で家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなぎ、太陽光など再生可能エネルギーを最大限活用し、一方で、エネルギーの消費を最小限に抑えていく次世代の社会システムを基盤とするまち及びまちづくりのことです。

## 取組方針 (1) 減量化の推進

### ①目指すまちのすがた

家庭系ごみや事業系ごみが減少しています。  
不適正ごみの搬入を未然に防ぎ、ごみの減量化・適正化が図られています。

### ②現状と課題

家庭系ごみ、事業系ごみともに減量化を進めていますが、一般廃棄物処理基本計画の減量目標達成に向け、さらなる取組が必要です。

### ③取組内容

項目	主な内容
家庭系ごみの減量化推進	<p>広報活動・情報提供による意識啓発により、家庭系ごみの減量化を進めます。</p> <p>包装廃棄物や生ごみ等の発生抑制により、家庭系ごみの減量化を進めます。</p>
事業系ごみの減量化推進	<p>事業所への訪問指導により、事業系ごみの減量化を進めます。</p> <p>事業系ごみ減量化推進懇話会の実施により、事業系ごみの減量化を進めます。</p>
資源物分別の推進	<p>不適正に排出された家庭系ごみを収集しないことや、事業系ごみの搬入物検査による指導など、資源物分別の徹底により、家庭系・事業系ごみの減量化を進めます。</p>

### ④環境意識・環境教育・環境行動

リデュースやリユースなど、「もったいない」を意識したライフスタイルや事業活動を目指し、情報提供や意識啓発を行います。



～「一般廃棄物」と「産業廃棄物」～



事業所から出るごみは「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分かれます。  
産業廃棄物とは、事業活動に伴って出るごみのうち法律で定められている 20 種類のもので、一般廃棄物は産業廃棄物の以外の廃棄物をいいます。

※本計画の「事業系ごみ」とは、事業系一般廃棄物の事です。

## ⑤各主体の取組

項目	主体	取組内容
家庭系ごみの減量化推進	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ごみの分け方と出し方」のルールに基づき、ごみを排出します。</li> <li>・フリーマーケットやリサイクルショップの活用など、ごみの減量化に努めます。</li> <li>・マイバッグを持参し、過剰包装による包装ごみを削減します。</li> <li>・詰め替え用の商品等、ごみの減量に配慮した商品の購入に努めます。</li> <li>・食事を作る際は、食材を使い切るようにします。</li> <li>・生ごみはできるだけたい肥化し、家庭菜園やガーデニングで利用します。</li> </ul>
	事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会及び団体は、廃棄物減量等推進員を中心に、市からの情報を地域住民に発信します。</li> <li>・スーパー・小売店舗などは、マイバッグの持参を推進することで、レジ袋の削減や、過剰包装の自粛に努めます。</li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌やリーフレットにより、ごみの分け方・出し方の周知を行います。</li> <li>・廃棄物減量等推進員を通して、情報提供を行います。</li> <li>・生ごみ処理機の購入に対する補助制度を実施し、生ごみのたい肥化を推進します。</li> <li>・包装廃棄物の発生抑制について、広報誌や冊子などにより啓発します。</li> </ul>
事業系ごみの減量化推進	事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、発生抑制や資源化に取り組み、事業系ごみの減量化に努めます。</li> <li>・事業者は、茨木市事業系ごみ減量化推進懇話会により、事業系ごみの減量化を進めます。</li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所への訪問指導により、事業系ごみの減量化を進めます。</li> <li>・環境衛生センターで、適正処理の指導を行います。</li> <li>・事業系ごみ減量化推進懇話会の実施により、情報交換を行い、事業系ごみの減量化を進めます。</li> </ul>
資源物分別の推進	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別することにより、ごみの発生を抑制し、減量化に努めます。</li> </ul>
	事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、事業系ごみの発生を抑制し、適正排出によるごみの減量化に努めます。</li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの搬入物検査や不適正に排出されたごみを収集しないなど、資源物の分別徹底により、家庭系・事業系ごみの減量化を進めます。</li> </ul>

## ⑥環境指標

・市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（g）

・事業系ごみ年間排出量（t）

⇒可能な限りごみの排出量を減らすことが、最終処分場の残余年数確保や循環型社会の実現につながることから、家庭系ごみについては市民1人1日あたりのごみ排出量を、事業系ごみについては年間排出量を環境指標に設定します。

## 取組方針 (2) 再資源化の推進

### ① 目指すまちのすがた

家庭や事業所のごみが、きちんと分別されています。  
ごみの資源化率が上昇しています。

### ② 現状と課題

家庭系ごみは、資源物の分別収集のほか、集団回収、拠点回収、店頭回収を促進し、再資源化を推進しています。

事業系ごみは、事業所訪問や搬入物検査等により再資源化の指導や啓発をしています。  
さらなる資源の循環が進むような取組が必要です。

### ③ 取組内容

項目	主な内容
家庭系ごみの再資源化の推進	市の定期収集のほか、集団回収・拠点回収・店頭回収により、家庭系ごみの再資源化を進めます。 広報誌等による市民への啓発や廃棄物減量等推進員による地域への啓発により、3Rの推進に努めます。
事業系ごみの再資源化の推進	紙類・食品廃棄物の再資源化の推進により、事業系ごみの再資源化を進めます。

### ④ 環境意識・環境教育・環境行動

ごみ処理の仕組みや資源物といった、自ら排出したごみの行方を伝えるなど、リサイクルを意識したライフスタイルや事業活動の普及を目指し、情報提供や意識啓発を行います。



～3Rとは～



「3Rスリーアール」とはごみを減らすために大切な3つの行動の頭の文字をとって作られた言葉で、その順番どおりに取り組むことが大切です。

○Reduce (リデュース) : Reduceとは、ごみになるものを作らないということです。不必要なものは持たないようにし、買わない、もらわない、使わないということが、ごみ減量の第一歩になります。

○Reuse (リユース) : Reuseとは使えるものは繰り返し使うということです。まだ使えるものは捨てないようにし、自分では使えなくても他に使える人がいたら譲りましょう。

○Recycle (リサイクル) : Recycleとは、資源としてもう一度使うことです。そのままでは使えなくても、資源としてなら再利用できるものがたくさんあります。資源として使えるものは分別して、生まれかわらせてあげましょう。

### ⑤各主体の取組

項目	主体	取組内容
家庭系ごみの再資源化の推進	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・缶・びん・ペットボトル、古紙類、古布類は分別し、地域の集団回収に協力します。</li> <li>・店頭回収を積極的に活用します。</li> </ul>
	事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小売店舗などは、白色トレイや紙パック、インクカートリッジ、充電電池などの店頭回収を実施します。</li> <li>・自治会及び団体は、廃棄物減量等推進員を中心に、市からの情報を地域住民に発信します。</li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・缶・びん・ペットボトル、古紙類、古布類を資源物として定期収集し、再資源化を推進します。</li> <li>・集団回収実施団体に対して、報奨金の支給や情報提供を行うなど、活動を促進します。</li> <li>・拠点回収・店頭回収の積極的な活用を促進します。</li> <li>・広報誌等による啓発を行います。</li> <li>・リーフレットの作成・配布により再資源化を促進します。</li> <li>・廃棄物減量等推進員による3R街頭啓発キャンペーンを実施します。</li> <li>・小学校・市民等への出前講座を実施します。</li> <li>・小学生向けの副読本の内容の充実を図ります。</li> <li>・ごみの減量推移や組成分析調査などを踏まえ、新たな分別品目について検討します。</li> </ul>
事業系ごみの再資源化の推進	事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、紙類・食品廃棄物等の再資源化を進めます。</li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多量排出事業者への訪問指導を行います。</li> <li>・事業系ごみ減量マニュアルや啓発リーフレット等により、事業系ごみの再資源化を進めます。</li> <li>・廃棄物管理責任者を対象に研修会を実施します。</li> </ul>

### ⑥環境指標

- ・資源物収集量（t）
- ・集団回収量（t）

⇒再資源化を推進するため、市が資源物として収集する缶・びん・ペットボトルや古紙類・古布等の量、地域住民団体が実施している再生資源集団回収によって回収される量を、それぞれ環境指標に設定します。



基本施策 4  
きちんと分別で  
資源の循環をすすめる

## 取組方針 (3) 適正処理の推進

### ①目指すまちのすがた

ごみが適正に分別収集され、資源の循環が進んでいます。  
ごみの効率的な処理に努め、ランニングコストの抑制が図れています。  
新たな炉の建設が進んでいます。

### ②現状と課題

市民の高齢化に伴う排出困難者への対応について、検討する必要があります。  
ごみ処理施設については、長寿命化計画に基づき、効率的に運転されていますが、さらにごみ処理経費の抑制に努める必要があります。  
炉の更新を含む、処理施設の整備計画について検討する必要があります。

### ③取組内容

項目	主な内容
効果的なごみ処理の推進	効率的な収集運搬の方法や費用負担のあり方について、見直しを進めるとともに、市民の環境意識の向上に努めます。
ごみ処理施設の適正な運用	適正処理が出来るよう継続して維持管理を行うとともに、本市のごみ処理行政の将来的な姿を踏まえ、ごみ処理施設の更新に取り組みます。

### ④環境意識・環境教育・環境行動

ごみ処理の各段階の効率化を進めるとともに、ごみ処理に関する情報提供や意識啓発を行います。



茨木市環境衛生センター

⑤各主体の取組

項目	主体	取組内容
効果的なごみ処理の推進	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみと資源物を適正に分別して排出することに努めます。</li> <li>・市民相互の啓発活動を推進します。</li> </ul>
	事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、自らの責任において、市とともに事業系ごみの発生と排出を抑制しつつ、再資源化にも努めます。</li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な収集から処分までの方法や経費負担のあり方について見直しを進めます。</li> <li>・集積場所へごみを持ち出すことが困難な市民を支援します。</li> <li>・処分量の削減に効果的な分別区分を研究し、その周知に努めます。</li> </ul>
ごみ処理施設の適正な運用	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化したごみ処理施設は長寿命化計画に基づき、継続的な維持管理を行います。</li> <li>・本市のごみ処理行政の将来的な姿を踏まえ、適切な時期に炉の更新に取り組みます。</li> </ul>

⑥環境指標

- ・市民1人あたりの収集経費（円）
- ・市民1人あたりの処分経費（円）

⇒効率的なごみ処理を行うため、市民1人あたりの収集経費と処分経費を環境指標に設定します。



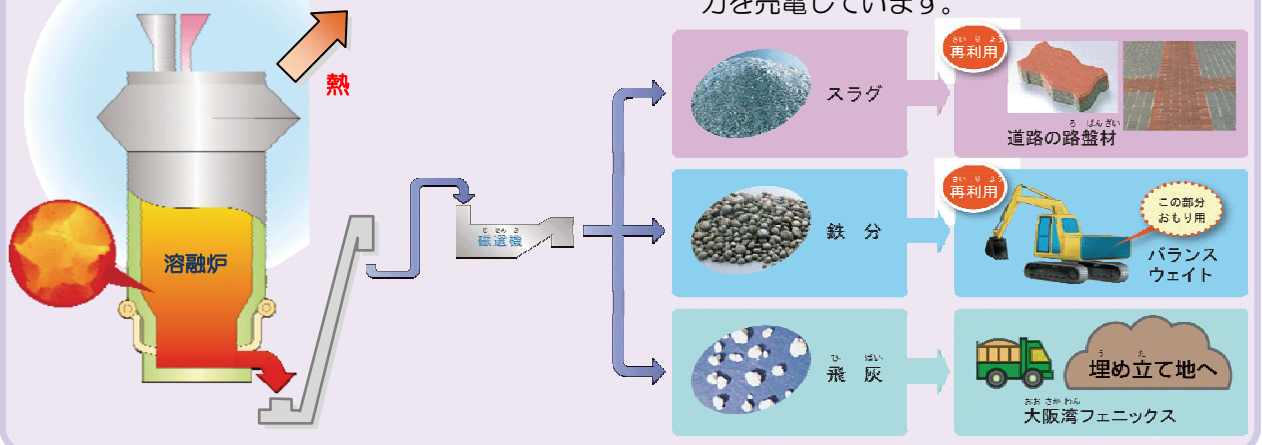
～環境衛生センター～



蒸気タービン発電機（環境衛生センター内）

本市では、「高温溶融炉」でごみを溶かして処理を行っています。「高温溶融炉」で処理すると、スラグ・鉄分・飛灰に分かれます。このうち、スラグは道路の材料（路盤材）として、鉄分は建設機械のバランスをとるおもり（バランスウエイト）として、リサイクルされています。

また、ごみ処理の際に発生する熱を活用して蒸気を作り、その蒸気を利用して発電し、施設に必要な電力を賄うとともに、余った電力を売電しています。



## 第3章 計画の着実な推進

### 第1節 計画推進の仕組み

#### (1) 推進体制

##### ① 庁内体制

市は、環境基本計画に記載した施策を総合的に推進するため、政策推進会議設置規則に基づく総括部会や専門部会などで協議し、具体的な方策を検討します。

##### ② 環境審議会

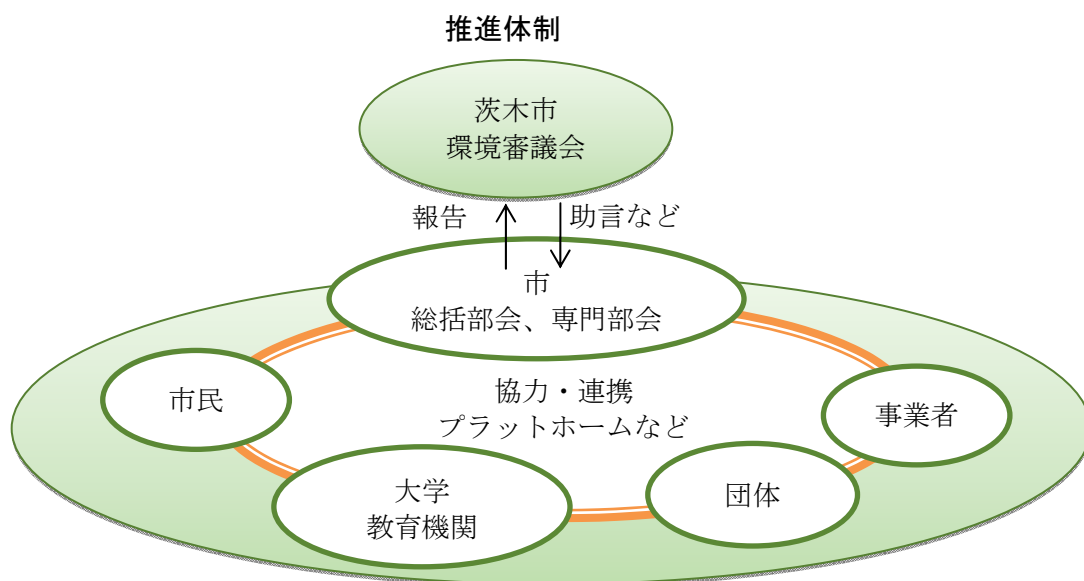
環境審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査・審議するために設置されています。学識経験者や市民・事業者の代表で構成されており、環境基本計画の進捗状況について報告をうけ、助言等を行います。

##### ③ 市民・事業者・市の協力

- ・市民・事業者・市が情報共有しながら計画を推進する場として「プラットフォーム」を活用します。
- ・各主体が役割に応じて主体的に取り組を進めます。
- ・市は、市民や事業者による取組と積極的に連携を図ります。
- ・市は、市民や事業者と大学・教育機関が連携した取組を支援します。

##### ④ 広域的な連携体制

市域を越えた広域的な課題に取り組むため、環境づくりに関する国、府、関係市町等との連携を進めます。



## (2) 環境指標

基本施策ごとに環境指標を下記のとおり設定します。

環境指標については、環境像の実現に向けて実施する施策や取組の動向を検証するため、毎年度把握します。

また、数値目標については、社会情勢等による数値目標の不確実性のほか、個別計画や各部課による進行管理上の数値目標が定められていないため、設定しないこととします。このため、本計画では、「環境指標」と「目指す指標の方向」を示し、毎年度、指標の把握及び検証を行うことで、それぞれの取組方針の進行管理を行います。

なお、環境関連計画の改定や国の方針の変更など、情勢の変化により進行管理が困難になった場合は、必要に応じて環境審議会などでの意見等を踏まえ、見直しを行います。

### ※指標の方向性

平成25(2013)年度実績をベースに、目指すべき環境指標の方向性を表したものです。

「高いまたは大きい数値」、「低いまたは小さい数値」になることで目指すべきまちのすがたに近づいていることを示します。

基本 施策	取組 方針	環境指標	平成25(2013) 年度	方向性		
				高いまたは 大きい数値を 目指します	低いまたは 小さい数値を 目指します	
いごち の良 い生 活環 境を たも つ	健康に過 ごすこ とが でき る生 活環 境 の保 全	・一般環境における騒音の環境基準達成率(%)	81%	○		
		・道路騒音の環境基準達成率(%)	92.1%	○		
		・公害苦情(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭)の解決率(%)	90.2%	○		
		・公共下水道の人口普及率(%)	99.2%	○		
	新たな環 境課題 への対 応	・事業所における化学物質排出量(t)	84 t (平成24年度)			○
		・環境保全協定の締結件数(件)	15件	○		
	快適環 境の 保 全	・路上喫煙率(%)	0.4% (平成26年1月)			○
		・市内一斉清掃参加者数(人)	24,220人 (年末一斉清掃)	○		
		・不法投棄処理件数(件)	490件			○
		・飼い犬等の避妊・去勢手術費補助件数(件)	510件	○		

基本 施策	取組 方針	環境指標	平成25(2013) 年度	方向性	
				高いまたは 大きい数値を 目指します	低いまたは 小さい数値を 目指します
バランス のとれた 自然環境 をつくる	都市とみ どりの共 存	・市街地の公園・緑地面積 (ha)	119.58ha	○	
		・身近な緑を育む事業参加者数(花と緑の街角 づくり事業参加者数)(人)	1,918人	○	
	自然資源 の利用の 推進	・エコ農産物栽培面積 (ha)	21.1ha	○	
		・ふれあい農園区画数 (区画)	227区画	○	
		・森林サポーター養成講座参加者数 (人)	13人	○	
	生物多様 性の保全	・生きものや自然に関する学習機会の提供 回数、参加者数 (回数、人)	14回 375人	○	
ライフス タイルの 見直しで 低炭素な まちをめ ざす	省エネル ギーの実 践及び普 及啓発	・市民1人あたりの温室効果ガス年間 排出量 (t)	5.63t (平成23年度)		○
		・環境イベント等各種普及啓発事業へ の参加者数 (人)	3,100人	○	
		・プラットフォームへの参加者数 (人)	38人 (エコプラットフォーム)	○	
	再生可能エ ネルギー・ 省エネルギ ー設備の導 入促進	・再生可能エネルギー導入件数 (件)	763件	○	
		・木質ペレット等の製造工場への、間 伐材の搬入量 (t)	234 t	○	
		・バイオエタノールプラントへの廃木 材搬入量 (t)	50 t	○	
	低炭素な 暮らしや 事業活動 の推進	・低炭素建築物の認定件数 (件)	8件	○	
		・鉄道利用者数 (人/日) ・バス利用者数 (人/日)	271,644 (人/日) 24,596 (人/日) (平成24年度)	○	
きちんと 分別で資 源の循環 をすすめ る	減量化の 推進	・市民1人1日あたりの家庭系ごみ排 出量 (g)	498 g		○
		・事業系ごみ年間排出量 (t)	52,473 t		○
	再資源化 の推進	・資源物収集量 (t)	3,258 t	○	
		・集団回収量 (t)	10,474 t	○	
	適正処理 の推進	・市民1人あたりの収集経費 (円)	5,581円		○
		・市民1人あたりの処分経費 (円)	6,757円		○



## 第2節 計画の進行管理

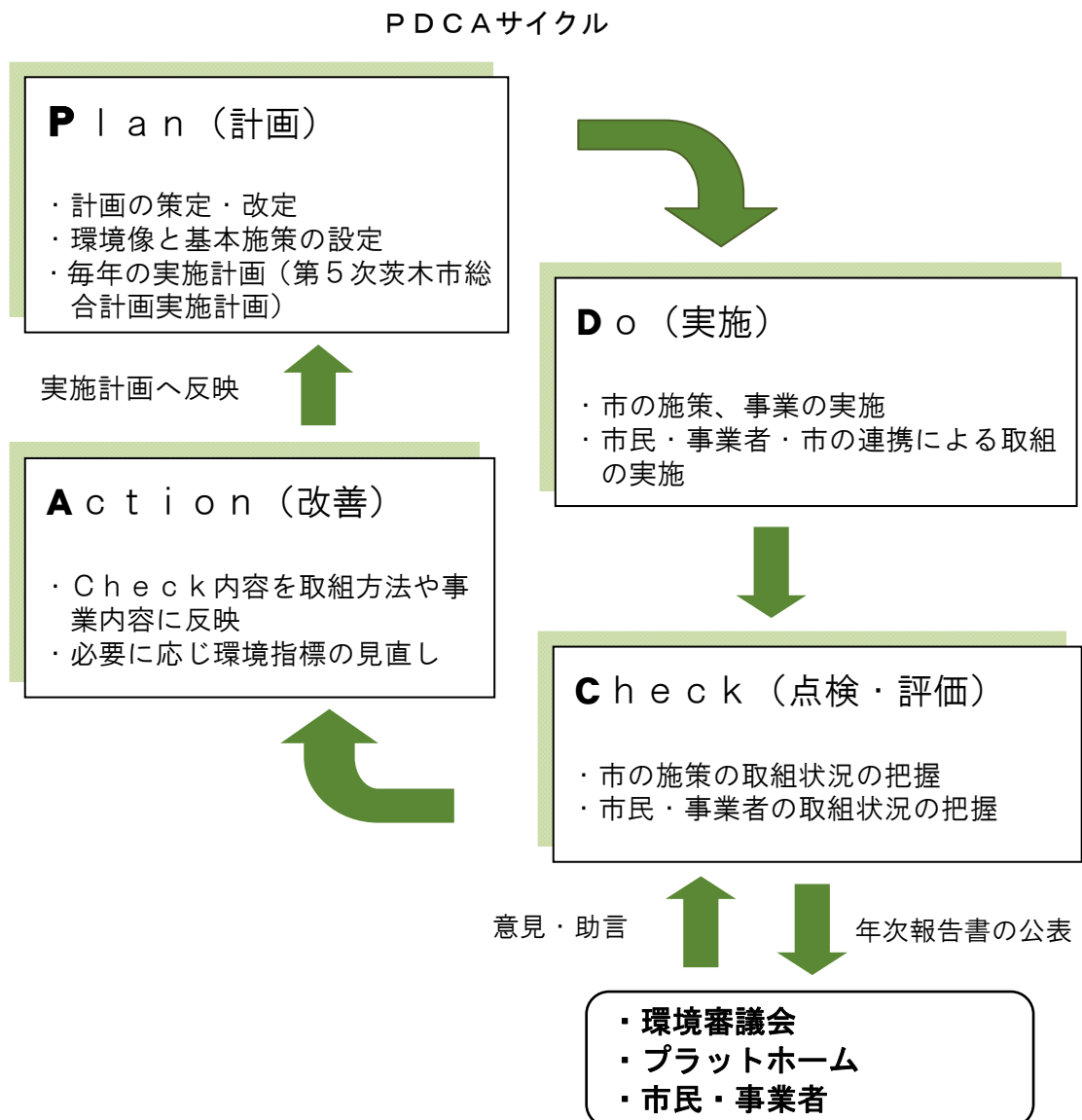
本計画の推進状況について、環境基本条例第10条に基づく年次報告書によって公表します。また、環境審議会では、その評価を行い、次の取組につなげていくための助言を行います。

### (1) 年次単位の進行管理と年次報告書の公表

- ・各施策の取組状況を把握し、環境指標等により評価することで進捗管理を行います。
- ・各施策の取組状況については、年次報告書において公表・周知を図ります。

### (2) PDCAサイクル

PDCAサイクル（Plan（計画） - Do（実施） - Check（点検・評価） - Action（改善））による進行管理を行うとともに、環境像の実現に向けた継続的改善を図ります。





# 資料編

- 1 茨木市環境基本条例
- 2 茨木市環境審議会規則
- 3 茨木市環境審議会委員名簿
- 4 茨木市環境審議会の開催状況
- 5 茨木市環境審議会の答申

用語解説

【参考】最近10年間の主な環境動向

# 1 茨木市環境基本条例

平成15年 3月31日

茨木市条例第27号

私たちが暮らす茨木は、京阪神を結ぶ要路にあり、さらに、北摂の山々と清らかな流れをもつ、水と緑に恵まれた地であり、この良好な「環境」は市民全体の共有の財産である。

しかしながら、私たちは日常生活や事業活動において、物質的な豊かさや便利さを追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を著しく増大させてきた。その影響は地域の環境にとどまらず、すべての生命の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たち人類は、生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを改めて自覚し、環境と密接にかかわる私たちの生活のあり方を見直さなければならないという共通の課題に直面している。

安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受することは、すべての市民が共有する権利であり、かけがえのない地球環境と健全で恵み豊かな地域環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくことは、すべての市民の責務である。

このような認識に立って、これまでの生活や事業活動を自ら問い直し、市、事業者及び市民が互いに連携し、協働することによって、人と自然が共生する、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を創造するために、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、微妙な均衡を保つことにより成り立つ自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然が共生する都市を実現することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることによって、持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、社会経済活動における環境への配慮その他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に協働して行われることによって、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。

5 地球環境の保全は、市、事業者及び市民のすべての活動において、自らの課題として、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、事業者及び市民の自主的な環境の保全及び創造に関する活動への取組を支援する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること並びに地域の特性を活かした良好な都市景観の形成等により快適な都市環境



を創造すること。

- (2) 野生生物の生息及び生息環境への配慮等により豊かな生態系を保持すること、河川、森林等の自然環境を適正に保全すること及び人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用その他の省資源及び省エネルギーを徹底することにより、天然資源の消費を抑制すること。
- (4) 市、事業者及び市民すべてが、事業活動及び日常生活において環境に十分に配慮するなど自主的かつ積極的に行動することにより、環境への負荷を低減すること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に積極的に取り組むことにより、地球環境を良好な状態に保持すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び総合的かつ長期的な施策大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第24条に規定する茨木市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(年次報告)

第10条 市は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業の実施に伴う環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講じるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第13条 市は、環境への負荷を低減するため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(公共施設の整備等)

第14条 市は、公共下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全及び創造に資する施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(監視体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

(自主的活動の支援)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が自ら行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を促進させるため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講じるものとする。

(環境教育、環境学習の推進)

第18条 市は、市民等が環境の保全及び創造について関心と理解を深めるとともに、その自主的な活動が促進されるように、環境に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講じるものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する市民等の自主的な活動を促進するため、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(市民等の参加)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、市民等の参加、協力等を得るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第21条 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情について、迅速かつ適正な処理を図るように努めるものとする。

(財政上の措置)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(地球環境の保全等)

第23条 市は、市民等と協働して、地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、茨木市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
  - (1) 環境基本計画に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員12人以内で組織する。
- 5 委員は、市民、学識経験者その他の者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。  
(茨木市の環境保全に関する条例の廃止)
- 2 茨木市の環境保全に関する条例（昭和47年茨木市条例第28号）は、廃止する。

## 2 茨木市環境審議会規則

平成15年3月31日

茨木市規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市環境基本条例（平成15年茨木市条例第27号）第24条第8項の規定に基づき、茨木市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会は、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

6 部会長は、部会における審議の経過及び決定事項を会長に報告しなければならない。

7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

8 前各号に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(関係者の出席等)

第5条 審議会の会長又は部会の部会長が必要と認めたときは、委員以外の者をそれぞれの会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会及び部会の庶務は、産業環境部において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第36号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第37号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

### 3 茨木市環境審議会委員名簿

(平成27(2015)年3月現在)

氏名	備考	
圓入 克介	元梅花女子大学教授	会長
三輪 信哉	大阪学院大学教授 (国際学部国際学科)	副会長
石山 郁慧	公募市民委員	
今堀 洋子	追手門学院大学准教授 (経済学部ヒューマンエコノミー学科)	
久米 辰雄	京都工芸繊維大学特任教授 (長もちの科学研究センター)	
玉井 昌宏	大阪大学大学院准教授 (地球総合工学専攻)	
天保 好博	環境教育ボランティア (自然保護部会)	
箱田 正輝	(株)平和堂	
藤田 紫	茨木商工会議所	
武蔵野 實	大阪成蹊大学学長	
村瀬 径介	大阪府立茨木工科高等学校教諭	
山田 俊一	公募市民委員	



#### 4 茨木市環境審議会の開催状況

会議		審議内容
第1回	平成26(2014)年 6月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨木市環境基本計画（案）について</li> <li>・スケジュールについて</li> </ul>
第2回	7月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨木市環境基本計画（案）について</li> </ul>
第3回	8月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨木市環境基本計画（案）について</li> </ul>

10月1日～10月31日

パブリックコメント実施

第4回	11月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「茨木市環境基本計画」（案）に対するパブリックコメントの意見とその対応について</li> <li>・答申（案）について</li> </ul>
第5回	11月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨木市環境基本計画答申</li> </ul>

## 5 茨木市環境審議会の答申



平成26年11月27日

茨木市長 木 本 保 平 様

茨木市環境審議会  
会長 圓 入 克 介

### 茨木市環境基本計画について（答申）

平成26年6月24日付をもって、本審議会に諮問のありました茨木市環境基本計画(案)につきましては、茨木市環境基本条例第24条第2項に基づき慎重に審議を行った結果、別添「茨木市環境基本計画(案)」のとおり答申いたします。

当審議会では、諮問から本日に至るまで計4回の会議を開催し、専門的な見地や市民としての視点のもと、パブリックコメント制度における幅広い市民等の意見も踏まえ、活発かつ慎重に審議を重ねてまいりました。本計画(案)は、環境を取り巻く社会情勢や市域の状況を踏まえ、長期的な視点に立った総合的な施策の展開が図られるものと認められるものであり、今後の計画策定にあたっては、十分尊重されることを求めます。

また、本計画の推進にあたっては、基本施策や取組方針に沿って「心がけから行動へみんなで作る環境にやさしいまち」という環境像の実現に向けて効果的に取り組まれるよう要望するとともに、とりわけ下記の点について留意されることを求めます。

### 記

#### 留意事項

多くの市民が環境問題に気づき、行動するためには、環境意識の向上を図ることが最も重要であることから、幼少期からの子どもに対する環境学習に努められたい。

また、近年、希少種の減少や外来生物の増大などにより、生態系が大きく崩れつつあることから、市民が自然環境の現状を身近に知る機会を設けるとともに、市域の現状把握や市の体制などの整備に努められたい。

さらに、計画期間に予定されている主要プロジェクトについては、環境に十分配慮され進められたい。

以上

## 用語解説

### あ行

#### 〔アドプト制度〕

“アドプト「adopt」”は「養子にする」という意味を持ちます。アドプト制度とは、自治体と連携する市民団体などが「里親」として、担当地域の道路や公園などの公共施設の一部を「養子」に見たて、自治体に代わって清掃や美化・緑化活動を行うものです。

#### 〔一般廃棄物〕

一般家庭の日常生活に伴って出る廃棄物（家庭系一般廃棄物）や、事業活動に伴って出る廃棄物のうち、法律で定められた20種類（産業廃棄物）以外の廃棄物（事業系一般廃棄物）があります。

#### 〔遺伝子組換え実験〕

生物のからだを形作っている細胞は、タンパク質を中心に構成されています。タンパク質の構造にかかわる暗号部分と、そのタンパク質を複製するための暗号の読み取りを指令する部分を遺伝子といい、生物のDNA上に存在しています。異種の生物から抽出したDNAを、酵素で切ったりつないだりして新たなDNAを作成することで新たな遺伝子を発現させるなど、人為的に遺伝子を組換える実験を遺伝子組換え実験といいます。

#### 〔茨木市環境基本計画〕

環境基本条例第8条の規定に基づき、市域の環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画です。

#### 〔エコドライブ〕

おだやかなアクセル操作や、不要な荷物を積まないなど、環境にやさしい運転をすることです。自動車の燃料消費量を削減することで、大気汚染の原因となるNO<sub>x</sub>（窒素酸化物）やPM（粒子状物質）、地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>の排出が抑制できます。

#### 〔エコオフィスプランいばらき（第4版）〕

市自らが事業者としての立場で事務・事業における環境に配慮した行動を率先実行するための計画で、温室効果ガス排出量の削減目標や、職員の取組内容を定めています。また、地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画としています。

#### 〔NPO〕

Non Profit Organization の略語で、民間非営利組織を意味します。営利を目的とせず、公益的な市民活動を行う民間団体の総称です。

#### 〔LED照明〕

発光ダイオード（LED）を使用した照明器具のことで、白熱電灯や蛍光灯に比べ、省エネルギーかつ長寿命という特徴を持ちます。

#### 〔屋上緑化〕

建築物の屋上に植物を植えて緑化することです。スペースの限られた都市部における緑化手法であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和策の一つとしても注目されています。また、癒しの空間、コミュニケーションの場としても活用されています。建築物の耐荷重に配慮した軽量土壌などの資材や植栽、防水、防根、排水といった様々な工法や技術が開発されています。

#### 〔オゾン層〕

オゾンとは、酸素原子3個からなる物質のことで、大気中のオゾンの大部分は地上から約10km～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれています。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしています。

#### 〔温室効果ガス〕

地表から放射された赤外線を吸収し、地球上を暖かく保つ気体の総称です。二酸化炭素、メタン、フロンガスなどがあります。近年、人間活動の活発化に伴い温室効果ガスの濃度が上昇しており、地球の温暖化が懸念されています。

## か行

### 〔カーシェアリング〕

複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用することです。個人で所有するマイカーに対し、自動車の新しい所有・使用形態を提唱するもので、走行距離や利用時間に応じて課金されるため、適正な自動車利用を促し、公共交通など自動車以外の移動手段の活用を促すとされます。自動車への過度な依存による環境負荷の軽減や、交通渋滞の緩和、駐車場問題の解決、公共交通の活性化などが期待されています。

### 〔外来生物（外来種）〕

人間の活動によって、本来の生息地域から、元々は生息していない地域に入り込んだ生物のことです。外来生物は、新しい環境に適応できず、繁殖することは少ないと考えられています。しかし、新しい環境に適応した外来生物が、在来の生物の脅威となるなど、地域の生態系に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）第2条第1項に規定するものを特定外来生物といいます。

### 〔外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）〕

特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、特定外来生物として指定した生物の輸入や取扱いを規制し、防除等を行うことを定めた法律です。

### 〔環境家計簿〕

家庭で使用する電気・ガス・水道・ガソリン・灯油などの使用量や、普通ごみの排出量を記録し、それらをCO<sub>2</sub>の量に換算して「見える化」するもので、家庭が地球環境に与える影響を知ることによって、エネルギーの無駄遣いを減らす行動につながります。

### 〔環境保全協定〕

本計画中で示されるライフサイエンス系施設との環境保全協定は、「茨木市生活環境の保全に関する条例」に基づき、ライフサイエンス系施設

の設置の際に市と事業者の間で締結し、周辺の環境に影響を及ぼさないようにするために、安全管理組織の整備、事故等の未然防止等について定めるものです。

### 〔環境ラベル〕

製品やサービスの環境情報を、製品や包装ラベル、広告などを通じて購入者に伝えるものです。環境ラベルには、①第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの（例：エコマークなど）、②事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、③製品の製造・流通・使用・廃棄にいたるまでの環境に与える影響を分析し製品の環境情報を定量的に表示するもの等があります。

### 〔環境リスク〕

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）のことです。化学物質をさすことが多いですが、その他に自然環境の改変行為、温室効果ガスの排出による大気中濃度の増加等が挙げられます。なお、化学物質の環境リスクの大きさは、有害性の程度と暴露量（体に取り込む量）によって決まります。これは、たとえ有害性が高くても暴露しなければ安全であり、また、有害性が低くても長時間の暴露や高濃度であれば危険であるためです。

### 〔希少金属（レアメタル）〕

金、プラチナなど、地球上の存在量・産出量が少ないにもかかわらず、携帯電話など半導体産業において需要が高い希少な金属のことです。国においては、現在工業用需要があり、今後とも需要があるものと、今後の技術革新に伴い新たな工業用需要が予測される31鉱種についてレアメタルと定義しています。

### 〔グリーン調達方針〕

「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（通称「グリーン購入法」）第10条の規定に基づき、市が環境物品等及び認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進を図るための

方針です。

#### [グローバル化]

人々の行動や経済活動、情報通信などが国境を越えて、地球規模で行われるようになることです。

#### [合流式下水道]

汚水及び雨水を同一の地下水路で排除し処理する方式です。分流式下水道に比べ管路施設の建設が容易でコストも安く、古くから下水道が普及してきた大都市等において多く採用されていますが、雨天時に公共用水域に流出する未処理下水により、水質汚濁上、公衆衛生上の問題が発生しています。

#### [小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）]

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることで、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律です。

#### [固定価格買取制度（FIT：Feed-in Tariff）]

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としています。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できます。ドイツ、スペインなどでの導入の結果、風力発電や太陽光発電が大幅に増加した実績などが評価され、採用する国が増加しています。

#### [コミュニティサイクル]

街中に自転車の貸出拠点を多数設置し、利用者がどこでも貸出・返却できる、新しい交通手段です。

#### [コンパクトシティ]

中心部に様々な機能を集約することで、都市の郊外化を抑制し、市街地をコンパクトな規模に収めた都市形態のことです。都市機能を集約することでマイカーに頼らず、公共交通機関や徒歩で暮らせるまちを目指すものです。

## さ行

#### [再使用（リユース）]

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することです。具体的には、①ある使用者から回収された使用済み機器等をそのまま、または修理などした上で再び別の使用者が利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③使用者から回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、または修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

#### [再生可能エネルギー]

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、自然の営みから継続して利用できるエネルギーのことです。エネルギー源が絶えず再生・供給され、地球環境への負荷が少ないことが特徴です。

#### [再生利用（リサイクル）]

廃棄物等を原材料として再利用することです。効率的な再生利用のためには、同じ材料のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められています。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、化学的に処理して再利用することをケミカルリサイクル（例：ペットボトルを化学分解し再度ペットボトルにする）、焼却熱を利用することをサーマルリサイクルと言います（例：ごみ発電）。

#### [里地・里山]

集落の近隣にあり、人の管理・活用により生かされる自然環境（田んぼ、丘陵地、あぜ道、水路、裏山など）のことです。

#### [産業廃棄物]

事業活動に伴って生じた廃棄物で、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック

など20種類に分類される廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき排出者責任の適正な処理が必要です。

#### 【酸性雨】

二酸化硫黄、窒素酸化物等の大気汚染物質が、大気中で硫酸、硝酸等に変化し、再び地上に戻ってくる（沈着）をいいます。それには2種類あり、一つは、雲をつくっている水滴に溶け込んで雨や雪などの形で沈着する場合（湿性沈着）であり、ほかの一つは、ガスや粒子の形で沈着する場合（乾性沈着）です。当初はもっぱら酸性の強い（pHの低い）雨に関心が寄せられていましたが、現在ではより幅広く、「酸性雨」は湿性沈着及び乾性沈着をあわせたものとして捉えられています。

#### 【市街化調整区域】

都市計画法で定められている都市計画区域における区域区分の一つで、市街化を抑制すべき区域です。市街化調整区域では原則として、市街化を促進するような開発行為などは厳しく制限され、都市施設の整備も行われません。

#### 【資源集団回収】

自治会や子ども会、老人会など地域団体が定期的に古紙・空き缶・古布などの資源物を回収し、資源回収業者に引き渡し、再生利用を図る事業です。

#### 【遮集量】

下水道において、雨天時でも下水処理場へ送水できる下水の量をいいます。合流式下水道の場合、晴天時は台所等の汚水のみが流れ、ポンプ場で送水し下水処理場で処理していますが、雨天時は汚水に加え、雨水も処理する必要があります。遮集量を超えた水は、簡易処理の後、河川へ放流されています。

#### 【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等

となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を徹底することにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

#### 【浄化槽】

個々の家の敷地に設置して汚水を浄化処理する設備です。このうち、し尿だけを処理するものを単独処理浄化槽といい、し尿と生活雑排水（台所、風呂などの排水）を併せて処理するものを合併処理浄化槽といいます。また、公共下水道に代わる施設として合併処理浄化槽を市で設置し、維持管理するものを公設浄化槽といいます。

#### 【スマートコミュニティ】

地域で家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなぎ、太陽光や風力など再生可能エネルギーを最大限活用し、一方で、エネルギーの消費を最小限に抑えていく次世代の社会システムを基盤とするまちづくりのことで

#### 【3R】

ごみを減らすために大切な3つの行動で、Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとって作られた言葉です。順番どおりに取り組むことが大切です。

#### 【生物多様性】

生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、たくさんの種類の動植物がいる「種の多様性」、森林・里地里山など様々な環境がある「生態系の多様性」、同じ種類でも異なる遺伝子を持つ「遺伝子の多様性」の3つの多様性があり、これら3つの多様性が深く結びつくことで、多くの生きものが暮らしています。

#### 【生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）】

生物多様性条約の締約国（193の国と地域）が集まる最高意思決定機関であり、2年に一度開催されています。その第10回目の会議が平成22（2010）年10月に愛知県名古屋市で、日本が議長国となり開催されました。平成22（2010）年目



標の評価と平成22(2010)年以降の新しい目標の採択、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的枠組の検討などが主要な議題となりました。

〔生物多様性総合評価（JBO：Japan Biodiversity Outlook）〕

1950年代後半から現在までの評価機関における、日本全国の生物多様性の損失の要因と状態等を総合的に評価したものです。

## た行

〔太陽熱利用システム〕

太陽の熱を使って温水や温風をつくり、給湯や冷暖房に利用するシステムです。

〔地球温暖化対策実行計画〕

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、区域の社会的・自然的条件に応じ温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策について定めた計画です。茨木市では、中期目標（平成32(2020)年度）及び長期目標（平成62(2050)年度）を設定し、目標達成に向けて市民・事業者・市が実践する取組等を定めています。

〔地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律）〕

地球温暖化対策を推進するための法律です。京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務づけ、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めたものです。

〔低炭素社会〕

再生可能エネルギーの活用や、省エネルギー機器の導入などにより、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出が少ない社会のことです。

〔茨木市都市計画マスタープラン〕

都市計画法の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、市町村が市民の意

見を反映して策定する都市づくりの計画です。本市の最上位計画である「第5次茨木市総合計画」で示されるまちの将来像や方向性、施策展開などに対して、都市づくりの面から計画を具体化していく役割を担っています。

〔エコまち法（都市の低炭素化の促進に関する法律）〕

社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているため、都市機能の集約やそれと連携した公共交通機関の利用促進、建築物の低炭素化等の施策を講じることにより、地域における成功事例を蓄積し、その普及を図ることを目的としている法律です。

## な行

〔21世紀環境教育AAAプラン〕

平成19(2007)年6月に閣議決定した21世紀環境立国戦略の重点戦略のひとつ「環境を感じ、考え、行動する人づくり」の具体化を図るために提示されたプランです。子どもから大人まであらゆる年齢層に対し、家庭、学校、地域、企業等のあらゆる場において、生涯にわたって質の高い環境教育・環境学習の機会を提供する施策を示しています。

## は行

〔バイオエタノール〕

植物等のバイオマスを原料として製造される燃料です。燃焼しても大気中のCO<sub>2</sub>を増加させない特性を持っており、ガソリンと混合して利用することにより、ガソリンの燃焼時に発生するCO<sub>2</sub>の排出を減少させる効果があります。

〔発生抑制（リデュース）〕

廃棄物の発生自体を抑制することです。リユース、リサイクルに優先されます。事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から

販売にいたるすべての段階での取組が必要です。消費者は、使い捨て製品や不用品を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しをしないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要です。

#### 【ヒートアイランド現象】

都心の気温が郊外に比べて高くなる現象です。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することからヒートアイランド（熱の島）といわれています。都市において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化したことが原因といわれています。

#### 【PDCAサイクル】

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を並べた言葉で、「P→D→C→A→P→D・・・」と4段階を繰り返すことにより、継続的に業務を改善していく仕組みです。

#### 【PRTR制度】

Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物として事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握し、集計し、公表する仕組みです。

#### 【PRTR法】

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法：化管法）の略称です。事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的としています。環境への排出量の把握等を行うPRTR制度及び事業者が化学物質の性状及び取扱に関する情報（SDS）を提供するSDS制度が

定められています。

#### 【プラットホーム】

施策を推進するため、様々な主体の方が集まり、それぞれのアイデアを持ち込み情報交換や勉強会を行いながら、どのような取組ができるかを検討する場のことです。

#### 【フロンガス】

フロンとは、炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物のことで、安全かつ高性能であることから、エアコンや冷蔵庫などの冷媒のほか、スプレーや断熱材などに幅広く利用されています。これらから排出するフロンガスが大気中で紫外線を吸収すると、フロンガス中に含まれる塩素原子を放出し、この塩素原子がオゾン層を酸素分子に分解するため、オゾン層破壊の原因といわれています。

#### 【ポンプ場】

水の汲み上げや強制排水をする施設です。下水は地形に沿って自然流下しますが、長い距離となると下水道管が深くなってしまうため、地上付近までポンプで汲み上げて、再び自然流下することで下水処理場まで運んでいます。

## ま行

#### 【マイバッグ】

スーパーマーケット等で買物の際に受け取る袋（レジ袋）の削減のために持参する袋です。

#### 【“緑”と“みどり”】

本計画では、“緑”と“みどり”を次のように使い分けています。

“緑”：人工林、雑木林や市街地の緑地など、個々の“緑”のことです。

“みどり”：個々の“緑”や河川・水路等の水辺を総称して表現しています。

#### 【みどりのカーテン】

ゴーヤやアサガオなどつる性の植物でつくる自然のカーテンです。壁面緑化の一種で、蒸散作用により周りの気温が下がり、空調機の使用抑制などにより省エネルギーやヒートアイランド

対策につながります。

## や行

### 〔遊休農地〕

農地法において、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」と定義されており、現に耕作は行われていないが、草刈が行われ、いつでも耕作できる状態に管理されている場合は含まれません。

## ら行

### 〔ライフサイエンス系施設〕

遺伝子組換え実験等及び遺伝子組換え生物の保管、運搬を行うための施設です。（研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等を行う施設に限る）

## 【参考】最近10年間の主な環境動向

年	国内動向	国際動向
平成16 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境配慮促進法制定</li> <li>→環境報告書作成の推進</li> <li>・外来生物法 施行</li> </ul>	ISO14001/2004 発行
平成17 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観緑三法の全面施行</li> <li>・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）施行</li> <li>・省エネルギー法 改正</li> <li>・地球温暖化対策推進法 改正</li> <li>→温室効果ガスの算定・報告・公表制度導入</li> </ul>	京都議定書 発効 EU EuP 指令 施行 →エネルギー使用製品に対して環境配慮設計（エコデザイン）を義務づけ
平成18 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）改正</li> <li>→容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進等</li> </ul>	EU RoHS 指令 施行 →電子・電気機器における特定有害物質の使用制限
平成19 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）改正</li> <li>→食品循環資源の再生利用等を一層促進</li> </ul>	IPCC第4次評価報告書発表
平成20 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策推進法 改正</li> <li>→地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象拡大</li> <li>・生物多様性基本法、エコツアー推進法 施行</li> </ul>	京都議定書の第一約束期間開始
平成21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行</li> <li>・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）改正</li> </ul>	国連気候変動サミット開催 気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）開催 → コペンハーゲン合意に留意
平成22 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性保全活動促進法）施行</li> </ul>	国際生物多様性年 気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）開催 → カンクン合意
平成23 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生可能エネルギー特別措置法）施行</li> </ul>	気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）開催 → ダーバン合意
平成24 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）施行</li> <li>→低炭素まちづくり計画の策定など低炭素社会を促進</li> <li>・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）施行</li> </ul>	国連持続可能な開発会議（リオ＋20）開催
平成25 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成推進基本計画（第三次循環基本計画）の閣議決定</li> <li>・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）施行</li> </ul>	水銀に関する水俣条約採択



## 市 民 憲 章

わたくしたちは 茨木市民です  
わたくしたちの 茨木市は  
京阪神を結ぶ要路にあつて  
めぐまれた自然とゆたかな歴史をうけつぎ  
発展しつづけている希望のまちです

わたくしたちは  
このまちの市民であることに誇りと責任をもち  
みんなのしあわせをねがって  
より住みよい郷土をつくるために  
この憲章をさだめます

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和41(1966)年11月3日制定



市の花 「バラ」



市の木 「カシ」



## 茨木市環境基本計画

平成27(2015)年3月発行

発行 茨木市

編集 茨木市産業環境部環境政策課

茨木市駅前三丁目8番13号

電話 (072) 620-1644

E-mail [kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp](mailto:kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp)

URL <http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/>



**リサイクル適性 (A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。